

第二百十回国 参議院外交防衛委員会會議録第四号

令和四年十一月八日(火曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

十一月一日

辞任

村田 享子君

補欠選任

福山 哲郎君

十一月二日

辞任

高橋 光男君

補欠選任

山口那津男君

青島 健太君

音喜多 駿君

十一月七日

辞任

山口那津男君

補欠選任

宮崎 勝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

阿達 雅志君

岩本 剛人君

佐藤 正久君

小西 洋之君

平木 大作君

音喜多 駿君

委員

猪口 邦子君

小野田紀美君

武見 敬三君

中曽根弘文君

堀井 巖君

松川 るい君

吉川ゆうみ君

羽田 次郎君

福山 哲郎君

宮崎 勝君

金子 道仁君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

副大臣

外務副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

外務省大臣官房長

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

榛葉賀津也君

山添 拓君

伊波 洋一君

高良 鉄美君

林 芳正君

浜田 靖一君

山田 賢司君

井野 俊郎君

木村 次郎君

神田 茂君

室田 幸靖君

齋藤 秀生君

志水 史雄君

石月 英雄君

實生 泰介君

中村 和彦君

宮下 匡之君

原 圭一君

増田 和夫君

安藤 敦史君

川嶋 貴樹君

防衛省人事教育局長

防衛省地方協力量長

町田 一仁君

深澤 雅貴君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(北朝鮮情勢に関する件)

(防衛力の整備に関する件)

(「旧統一教会」問題に関する件)

(ODAに関する件)

(国連改革に関する件)

(「バキスタンにおける洪水被害に対する支援に関する件」)

(「米軍オスプレイの事故に関する件」)

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿達雅志君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、村田享子君、高橋光男君及び青島健太君が委員を辞任され、その補欠として福山哲郎君、音喜多駿君及び宮崎勝君が選任されました。

○委員長(阿達雅志君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿達雅志君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に音喜多駿君を指名いたします。

○委員長(阿達雅志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官室田幸靖君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿達雅志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿達雅志君) 外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩本剛人君 おはようございます。自由民主党の岩本剛人でございます。

委員長始め各理事の皆さんに、質問の時間をいただいたことに心から感謝を申し上げます。

それでは、時間もありませんので、早速質疑をさせていただきます。

御承知のとおり、北朝鮮が今年に入ってからミサイルの発射を三十回以上も行っております。特に、ここ最近では、十一月二日から三日にかけて複数発の弾道ミサイルを発射する等、大変挑発をエスカレートされているところであります。

また、御承知のとおり、十月三十一日から米韓の合同空中訓練が、ビジラント・ストームが行われているわけでありますが、その訓練も一

部延長するという情報も入っております。

この間の北朝鮮による挑発的な行動について、まず大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(浜田靖一君) 北朝鮮は、今年に入っ

てからかつてない高い頻度でのミサイル発射を繰り返しているのに加えて、今月二日から三日にかけては北方限界線を越えて飛翔する弾道ミサイルやICBM級の可能性がある弾道ミサイルの発射を強行するなど、朝鮮半島そして地域の緊張を著しく高めております。北朝鮮による急速に挑発をエスカレートさせる一連の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすもので、断じて容認できるものではありません。

その上で、防衛省としては、イージス艦とPAC3による多層防衛体制を構築してきたところがあります。一連の北朝鮮による弾道ミサイル発射の際には、米国等と緊密に連携しつつ、情報収集、分析に全力を挙げるとともに、自衛隊として適時適切な体制を取る等、必要な対応を取ってきたところでもあります。

防衛省・自衛隊としては、米国、韓国を始めとして関係国と緊密に連携しながら、いかなる事態においても国民の生命そして平和な暮らしを断固守り抜く決意を持って、今後とも様々な取組に努めてまいりたいと思っております。

○岩本剛人君 十一月三日でありますけれども、二千キロ飛んだICBM級のミサイル、弾道ミサイルが飛んだということでJアラートが発出されたという状況であります。このことについては、自分は適切だったと思っております。まず、この件について、政府としての見解をお伺いしたいと思います。

また、そのJアラートの発出につきましては様々な議論があるところでありますけれども、私は正確性よりは迅速性が重要であるというふうに考えております。議論をされているということでありまして、今回の教訓を踏まえて、より国民に対する信頼性の高い、できるだけ早く、早い時間にJアラートを発出するために関係省庁間

で検討していくべきではないかと思っております。も、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(齋藤秀生君) お答えを申し上げます。

十一月三日の事案におきまして、日本列島を越えて飛翔する可能性があると探知したものににつきましては、様々な情報がもたらされる中で可能な限り速やかにJアラートの送信を行ったところでありまして。

ミサイルによる落下物等の危険性を速やかに国民に知らせるというJアラートの役割に鑑みれば、今回のJアラートの送信に問題があったとは考えておりません。

その上で、Jアラートの送信時間を一層早めることなどについて様々な御意見もいただいていることも踏まえ、関係省庁が連携し、システム改修も含めた改善策を検討しているところでもあります。

今後とも、国民の安全、安心のため、より迅速かつより的確な情報提供に努めてまいります。

○岩本剛人君 是非、検討中ということでありまして、また、大変朝鮮半島緊迫しておりますので、できるだけ早い改修というのか、対応というのかを是非お願いしたいというふうに思っております。

また、来週の十一月十六日からタイでAPECが開催されるわけでありまして、この間の様々な情報の中では総理が日米韓で会談をされるというような話も伺っております。また、この日米韓については、この北朝鮮、朝鮮半島情勢を踏まえてどのような方針で臨んでいくのか、お伺いをしたいというふうに思います。

また一方で、大変朝鮮半島が緊迫している状況であります。また、そうしたことを考えると、韓国との関係というのはいまだに我々の国として大変重要なことだというふうに自分は考えております。ただ一方で、御承知のとおり、レーダー照射事案の早急な解決が望まれることでありますけれども、朝鮮半島有事の際について、韓国との連携

についてどのように考えていくのか、また、日韓首脳会談を行うというような情報もありますので、そのことについてはどのような方針で臨んでいくのか、林大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今御指摘のございました日米韓首脳会談及び日韓首脳会談について、現時点で何か決まっていることがあるということではございませんが、その上で申し上げますと、北朝鮮による核・ミサイル開発、これは我が国及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できないと考えております。

北朝鮮の完全な非核化の実現に向けては、日米、日韓、そして日米韓の連携が重要でありまして、これまでも様々なレベルで北朝鮮への対応において連携を確認してきております。

この今月三日の北朝鮮によるICBMの可能性がある弾道ミサイル発射を受けて、私自身も、G7外相会合のため訪問しておりましたドイツにおきましてプリンケン米国国務長官と会談を行ったほか、朴振韓国外交部長官とも電話会談を行いました、引き続き緊密に連携していくことを確認をしたところでございます。

今後とも、日米、日韓、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進めて北朝鮮の完全な非核化を目指す考えでございます。

また、韓国との関係については、一九六五年の国交正常化以来築いてきた友好協力関係の基盤に基づいて、日韓関係を健全な形に戻し、更に発展させていくために、韓国政府と緊密に意思疎通をしてまいる所存でございます。

○岩本剛人君 是非、林大臣の方には大変、全力で取り組んでいただきたいということを、自分も尊敬する大臣でありますので、頑張っていたきたいというふうに思っております。

また、今の朝鮮半島の状況、またロシアによるウクライナの侵略等、大変国際情勢が様々な状況を見せている中で、御承知のとおり、今、我が方では三文書を年内にということであります。そう

した中で、様々な二ニュース番組でもいるんな議論がされているんですけども、防衛力の持続性、強靱性についてちょっとお伺いをしたいと思います。

防衛力の基盤となる防衛施設、御承知のとおり、大変古い施設がたくさんあります。機能的にはまだまだ不十分なところもあるんですけども、そこをやっぱり整備、しっかりと整備していかなければならないというふうに考えております。

令和五年度予算において、次期中期防の中で施設整備費を大幅に増加するというところであります。これはもう是非、是非最重要で取り組んでいただきたいというふうに思っております。またあわせて、かなりの金額を確保されるんだろうというふうに思います。そうしたその施設整備費を適切に執行していく、全国で執行していく。それを行っていくためには、やはり本省や地方防衛局や担当部署の要員の増強が必要になるのではないかと。恐らくその発注量だけでもとてもない発注量になるかと思えます。そうした中で、今後その施設整備に当たってどういう方針で臨んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(川嶋貴樹君) お答え申し上げます。

安全保障環境が急速に厳しさを増す中、防衛力の持続性、強靱性の基盤となります防衛施設の十分な機能発揮を確保することは極めて重要でございます。施設整備をこれまで以上に強化する必要があると認識してございます。このため、武力攻撃等に対する施設の抗堪性の向上や自然災害に対する対策等、さらに、施設の重要度に応じた防護性能の付与等により必要な機能確保を図っていくと考えてございます。

また、今御指摘がございました施設整備の執行に当たりましては、庁舎や隊舎等の類似した建物を機能、構造別にパターン化して設計するなどの業務の効率化や必要な人員の確保など、執行可能な体制の構築に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○岩本剛人君 是非、執行するに当たりまして、御承知のとおり、もう今、資材の高騰、物流、運輸の体制、また建設業界も大変今、技術者等の厳しい状況にありますので、是非そうしたことの観点も含めて、しっかりと適切な執行、施設整備の発注等を行っていただきたいというふうに思っております。

次に、同じように防衛施設の関係なんですけれども、自分も政務官を務めさせていただいておりまして、様々な施設を見させていただいております。補給部隊の方も何か所か見させていただいております。大変古いシステムで実際の補給が行われていると。もういつの時代の物流システムかというぐらいの支援の体制になっているふうに思っております。

そういうことを考えると、やはり今、南西沖の話もあります。もちろん北の方の話もあるんですが、円滑に部隊を運用するためにも、しっかりと迅速に、また継続的に補給品を供給できる体制を構築していくことが最も大切なんではないかと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(川嶋貴樹君) お答え申し上げます。

多くの島々が存在しております我が国の防衛に万全を期すに当たりましては、全国各地から島嶼部への部隊、装備品等の輸送を迅速に実施することが重要であり、こうした取組も持続性、強靱性の確保に資するものと考えてございます。そのため、南西地域の防衛に必要な部隊等を迅速に展開するため、輸送船舶や輸送機といった輸送力の強化に必要な装備品の着実な取得、部隊配備といった運用基盤整備等の取組を進めているところでございます。

また、部隊の運用を円滑に実施するためには、旧式化しております倉庫の近代化、すなわちシステム化、自動化、省人化等でございますが、これらに向けた取組を進めることなどを通じて、迅速かつ継続的に補給品を供給できる体制を整備

することが重要と考えてございます。この点につきましては、年末の国家安全保障戦略等の策定に向けまして、しっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○岩本剛人君 是非、今、施設整備の件についてお伺いしましたけれども、しっかりと計画的に進めていただきたいのと、抗堪性、継戦能力を含めると、南西諸島という話なんですけど、北の方もありますので、そのこともちゃんとしっかりと考えていただいて、今後の対応を是非お願いしていただきたいというふうに思います。

また、新三文書、しっかりとした、国民に安心と安全を伝えられるような内容にしていたいただきたいということを最後に申し添えまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋之でございます。

まず、統一教会の問題から山田外務副大臣に御質問をさせていただきます。

副大臣は、前回の私の質疑で、選挙区内の旧統一教会の関連団体施設に二度訪問した記憶があると、その建物の形状や、あるいはその住所までお示ししながら答弁をされたんですが、先ほど理事会上に提出された外務省の文書によれば、それは記憶違いであり、そうした施設、二か所とも訪問したことは一度もなかったというふうに答弁を撤回されているわけでございますけれども、非常にゆゆしき問題だと思っておりますが、その答弁の撤回の趣旨などについて具体的に説明をお願いいたします。

○副大臣(山田賢司君) お答え申し上げます。

十一月一日の本委員会におきまして小西委員から御質問がありました兵庫県西宮市の教会について、訪問したことはございません。また、その際、世界平和連合の建物ではないかと思われる施設に訪問したかもしれないと答弁申し上げましたが、改めて確認をいたしましたところ、そうした

施設が存在しませんでした。地元事務所に記録を確認いたしましたところ、私が訪れましたのは町内の集会所であったことが判明いたしました。御通告をいただいていたとはいえ、私の記憶違いでございます。曖昧な記憶で御答弁申し上げたことをおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○小西洋之君 今の答弁と前回のもの併せて、私は虚偽答弁ではないかと思うんですが、そのことについて厳しく質問をさせていただきます。

まず、そもそも、この山田副大臣と統一教会との関係ですね、質問通告させていただいておりますけれども、二〇一六年の統一教会関連団体主催の地元大会に出席をし、かつ昨年の選挙の時期に政策協定を結ばれていると。

山田副大臣は、そもそも統一教会とどこで最初に関係を持ち、どのような経緯、どのような具体的な関係を積み重ねて本日に至っているんでしょうか。それを具体的に説明してください。

○副大臣(山田賢司君) 一番最初にどうやって知り合ったかということは、もう過去の話であり、どういった経緯であったかということは詳細について正確に把握はできておりませんが、私自身、様々な場所で国政報告会や演説会を行っており、また外交や安全保障に関するお話をしていたこともあったことから、話を聞きに来られた方の中に世界平和連合の方がいらっしやいました。そして、御指摘のアジアと日本の平和を守る兵庫県大会という会があるので顔を出してほしいと依頼されたのが参加したきっかけでございます。

世界平和連合につきましては、安全保障などについて熱心であったことや宗教色が一切なかったことから、保守的な考えを持った団体と認識しております。世界平和連合の活動と旧統一教会とは別物との認識でございましたが、旧統一教会につきましては、かつて靈感商法が問題になったことは承知していたものの、その後、最近になるまで被害報道もなく、問題が継続しているとの認識が

ございませんでした。しかし、昨今の報道によりまして、その後も形を変えて高額の献金や家庭の問題などの被害が生じていることを知りました。自分の認識が浅かったことについて申し訳なく思います。今後、これらの団体とは関係を持たないことを改めて申し上げます。

○小西洋之君 今の答弁は、二〇一六年二月の地元での関連団体の兵庫県大会に誘われて出席したのが始まりだと言っているんですが、それから昨年の九月の政策協定の締結まで、旧統一教会あるいはその関連団体と一切副大臣は接触がなかったという理解でよろしいですか。あるいは、副大臣の事務所も接触がなかったという理解でよろしいですか。

○副大臣(山田賢司君) この二〇一六年の二月のアジアの日本と平和と安全を守る兵庫県大会というのは、先方が主催しましたイベント、会合に出席したことがあるかということでお答え申し上げますが、有権者として話を聞িয়েくれているのは、選挙のときにおきましてはあることでございます。で、平和連合としての会ではなく、その窓口になっている方から話を聞きたいので講演をしてくれと言われて、頼まれてお話をしたことはございます。

これにつきましては、過去にそういった形話をしたことはありましたが、世界平和連合か、それへ来られていた方がどういう方かということについてまでは承知をしております。

○小西洋之君 聞いたことに答えていないと思うんですが、二〇一六年の関連団体の大会から昨年の政策協定までの間に、山田副大臣は旧統一教会あるいは関連団体と何ら関係、接触を持っていたことがなかった、事務所も含めてですね、その有無について事実関係を明確に答えてください。

○副大臣(山田賢司君) 世界平和連合の方で私の支援者の方がおられまして、その御依頼に基づき、二〇一七年十月に西宮市の市民会館の会議室で話をさせていただきました。加えて、昨年、二〇二一年九月十九日に西宮市内の集会所で話をさ

せていただきました。

○小西洋之君 私は、前回の最初の質疑で、この間の、山田副大臣、全政務三役、大臣以下について、統一教会と関連団体の関係について具体的に全て答弁するよう質問通告しているんですが、それを今になって答弁するというのは、前回の答弁は虚偽答弁じゃないですか。

○副大臣(山田賢司君) 前回お答え申し上げましたのは、統一教会主催の会合、行事としてこういうものがあつたということについて、そこに参加したことをお答えを申し上げました。

○小西洋之君 いや、前回の会議録、手元にありますけど、山田副大臣は後で自分で手を挙げて、答弁漏れがございました、答弁漏れって書いていますよ、会議録に。うなずいていますが、二〇一六年の関連団体のものに出席したというふうに御自分でおっしゃったんですが、そのときに、今おっしゃった二〇一七年の件やあるいは二〇一九年の九月の件というのは、事実として知っていたのにわざと答えなかったということではよろしいですね。

○副大臣(山田賢司君) これは、世界平和連合のイベントということではなくてですね、その窓口になつて個人の方から人を集めるので話をしてくれと頼まれて出ました。そこには何ら、世界平和連合なるもの、表示などもございませんでした。単に国政報告をしたという認識でおりました。

○小西洋之君 いや、そういうのを虚偽答弁と言ふんです。そういうのを虚偽答弁と言ふんです。

じゃ、伺いますが、その二つのイベントを主催してくださった世界平和連合の関係者の方は、御地元の旧統一教会の関係でどのような地位にあるか、あるいは世界平和連合の中でどのような地位にあるか、説明してください。

○副大臣(山田賢司君) その方の肩書その他地位については承知をいたしておりません。私のところに來られている方で、支援者の方だという認識

でございました。

○小西洋之君 二〇一七年十月、二二年の九月ですかね、の集会、それぞれ何人ぐらいの人がいらつしやいましたか。どういう場所で、具体的にどういう場所、公民館、まあ衆議院議員ですから地元の施設は全部覚えていらつしやと思うんですけど、具体的な施設とそこにいた人数を答えてください。

○副大臣(山田賢司君) 二〇二一年九月十九日は、西宮市津門西口町の西口集会所というところでございます。二〇一七年十月一日には、西宮市の市民会館の会議室でございます。

人数等については、誠に申し訳ございませんが、承知を、把握をいたしておりません。また曖昧な記憶に基づいてお答え申し上げます、かえって御迷惑をお掛けすることになりますので。以上でございます。

○小西洋之君 まあ大体何人ぐらいかというのはお答えできますよね。そこはまあ曖昧という前提で結構ですから、それは答えてください、二つのイベントについて。

○副大臣(山田賢司君) 委員も御承知のように、選挙のときになりますと、様々な、数多くの方々に集会を開いていただいたりしますので、そのときの集会の、目に浮かんでいる光景が同じものかどうかということについてもですね、これは記憶が混乱する場合がありますので、その一つ一つの集会についてどれぐらいの規模であつたかということを明確に覚えておりません。私の事務所の記録を調べたところ、この二か所で集会を開いていたということは事実として確認をいたしました。

○小西洋之君 今おっしゃった二〇一七年十月、二二年九月の集会、二つの集会所と、冒頭に前回の答弁を撤回された町内の集会所、これは別のものですか。

○副大臣(山田賢司君) 冒頭の、撤回したというのは、前回、小西委員がおっしゃられたのは西宮市の甲子園口の教会なる施設ではないかということについて、そこについては行ったことはない

と。私が世界平和連合の施設ではないかと思つていた施設を調べたところ、これも西宮市の、別途、津門西口町八の一、これ委員からも御質問いただいておりますが、そこにも教会なる施設がございました。そこへ行つたのではないかという記憶であつたのかと思いましたが、調べましたところ、そこにも行つていなかったということが確認をできました。

私が曖昧な記憶に基づいて御答弁申し上げたことを改めておわびを申し上げますと思います。

○小西洋之君 いや、ですから、先ほどおっしゃったその町内の集会所というのは、どのどういう施設なんですか。

今、配付資料を御覧いただいて、一ページですね、前回の副大臣の答弁ですが、左上に線引いてあるところ、阪神西宮から南の通りの線路下の施設、これが先ほどおっしゃった、行つたという町内の集会所の場所なんですか。

○副大臣(山田賢司君) 私も、この辺りに世界平和連合の方々の施設があるのではないかという記憶に基づいて、そこへ行つたのではないかと思いましたが、これ委員が、いただいた写真、私も先週現地を確認してまいりましたが、ここに行つた記憶はなく、改めて地元の事務所を確認しましたところ、この地図よりちよつと上のところに緑色の西口町というところがあります。この図の中に公園があります。西口公園というところの横に西口集会所というのがございました。そちらで国政報告会をさせていただきました。

○小西洋之君 配付資料の一ページ目の上ですが、二回世界平和連合の建物に行つたと記憶していると同回答弁しているんですね。一回は今言つた西口公園の集会所だということなんですが、もう一回はどこですか。

○副大臣(山田賢司君) 誠に私の曖昧な記憶で御答弁申し上げたことは、大変御迷惑をお掛けをいたしました。彼らに対して二回は話をしたことがあるので二回行つたのではないかという御答弁をしましたが、もう一回は先ほど申し上げました二

〇一七年十月一日の西宮市の市民会館の会議室でございました。

○小西洋之君 その西口公園の集会所に行つた時期はいつですか。

○副大臣(山田賢司君) 二〇二一年の九月十九日でございます。

○小西洋之君 典型的な意図的、便宜的な虚偽答弁だと思ふんですね。二か所、関連施設に行つたと前回御答弁して、うち一つは二〇一七年十月の西宮の市民会館、もう一つは二〇二一年九月の西口の公園の何か集会所だというふうに言っているんですけども、そうした市民会館だか集会所から、質問ですが、配付資料の一番の副大臣の前の答弁ですね、阪神西宮から南の通りの線路下の施設、これ、二ページ目、統一教会のホームページに住所が載っているんで、グーグルマップに落とすと、確かに阪神西宮の駅から西に下つたところの、まさに、四ページ目ですけど、線路の下に教会があるんですね。

前回の答弁で副大臣は、この阪神西宮から南の通りの線路下の施設が統一教会の教会であるところ、あるいは統一教会の関連団体の施設であるという事実を認識しながら答弁していたんじゃないんですか。

○副大臣(山田賢司君) まさに、私もあの辺りに関連の施設があるんじゃないかという記憶はございました。そこが私が西口公園で講演をしたというところの記憶がかぶさつて、曖昧なままお答え申し上げてしまいました。

○小西洋之君 この委員会の先生方も、宗教は人間社会において、本来的にどうか、あるものでございますので、いろんな宗教施設に行かれた先生方も多いと思うんですが、宗教施設と何か公園にある市民のための集会所、あるいは西宮市民会館を記憶で間違ふということは、まともな正常な判断ではあり得ないと思ふんですね。

副大臣に伺いますけれども、副大臣は前回、ですから、阪神西宮から南の通りの線路下の施設ですね、これが旧統一教会の宗教関連施設だとい

う認識はあったわけですよ。そこにただ自分
行っただけですけども、記憶をもう一回呼
び戻すと、そこには行っていない、公園の横に
ある市民のための集会所に行っただと、そうい
う答弁をしていると思うんですが、どうにもつじ
つまが合わないとお考えになりませんか。

○副大臣(山田賢司君) 前回の速記録を見て御確
認をさせていただきましたが、教会的なもの私は
全く記憶をしておりませんというふうにお答え
を申し上げております。

私は、何らかの施設で世界平和連合の人が集め
てくれた人の前で話をしたという記憶はございま
したが、教会的なものとの認識がありませんでし
た。むしろ、委員が御指摘いただいたものが、こ
の西口町の阪神の高架下のものが教会であつたの
であれば、なおのこと私は行っていないというこ
とだというふうに考えております。

○小西洋之君 確かに、この線路下の施設なんで
すけれども、外観を見ると、確かに普通のビルに
見えるんですね。ところが、前回の答弁で副大臣
は、これが旧統一教会の関連団体の施設であるこ
とは少なくとも認めているんですね。

なぜ、これが旧統一教会の関連団体の施設であ
ることを副大臣は知っていたんですか。

○副大臣(山田賢司君) それこそ地元でございま
すので、こういうものがあるんだろうなというこ
とは漠然と知っておりました。ただ、その中に
入ったのかとか、委員が御指摘いただいたように
教会だったのかと言われると、中に入ったことが
ないので、教会的なものについては私は全く記憶
をしておりませんというふうにご答弁申し上げま
した。

○小西洋之君 この阪神西宮から南のところの線
路下の施設なんです、大臣の地元の事務所から
何百メートルぐらいの距離にありますか。

○副大臣(山田賢司君) また御通告をいただいで
いないのに何メートルかというところで曖昧にお答
えすると、申し訳ございません、この距離につい
てはお調べしてお答えをさせていただきたいと

思います。

○小西洋之君 車で五分も十分も掛からない距離
だと思っんですけど、目測でグーグルマップ上で
調べると八百メートルとか一キロ以下、もううな
ずいていらつしやいますけど、それぐらいの距離
であるということですよ。

○副大臣(山田賢司君) おおむねそれぐらいだと
思います。

○小西洋之君 副大臣は、前回、選挙なのでに
かく票が欲しいので、この政策協定書、深く見も
せずにサインをしたと言っているんですが、政策
協定書を結ぶ団体の施設が自分の事務所から数百
メートルの距離にあつて、普通その票をいただ
きたいと思つたら、そこにかく通いたいとい
うふうにいるんですね。私も政治家十年やつてい
るから分かりますけれども。

山田副大臣は、この地元の、この資料に示して
いる二つの旧統一教会の施設に本当に行つたこと
がないんですね。もし、後に行つたことがあるとい
う事実が明らかになれば、議員を辞職するとい
うことでよろしいですね。前回答弁を政務として
撤回しています。副大臣も国会議員でいらつしや
るので、この国権の最高機関の重みというのは
重々承知しているわけでございます。前回の私の
質疑を無駄にしているわけですから、国民の質問
権を妨害しているわけでございますので、もしこ
の選挙区内の二つの施設に行つたことがあるとい
う事実が後で分かつた場合には、議員を辞職する
というところでよろしいですね。

○副大臣(山田賢司君) まず、小西委員には、前
回の御質問で、事前通告がなかったとはいへ、曖
昧な記憶のまま御答弁を申し上げたことを改めて
深くおわび申し上げます。

であるからこそ、御通告をいただければ、お調
べをしまして返事を、責任を持った回答をさせて
いただきます。

○小西洋之君 いや、前回、旧統一教会と関連団
体の関係について具体的に全部答えてくださいと
通告しているんだから、答えられるはずなんです

よ、行つたことがないんだつたらないですね。

だから、もう一度聞きます。後で行つたことが
あるという事実が明らかになつたら議員辞職をす
る、そこまでの決意を持つて記憶にないというふ
うに言い切れますか。

○副大臣(山田賢司君) 行つたことがないとい
うことを事実として確認をいたしましたということ
を申し上げております。

○小西洋之君 事実として確認した手段を教えて
ください。大臣の記憶なのか事務所の記録なの
か、何をもつて確認しているんですか。

○副大臣(山田賢司君) 事務所の過去の記録を調
べさせていただきました。

○小西洋之君 副大臣のお手元のこの私の資料で
すね、グーグルマップの、三ページ、大臣の御地
元の、もう多分地図を見ればどこがどこまでか、
衆議院議員でいらつしやるので、まあ参議院も同
じですが、町並みも目に浮かぶと思いますが。こ
こで、四番、ページ四番のこの教会、そしてペー
ジ五番、六番の教会。

大臣の現時点の記憶において、この二つの教会
に行つたことがない、そういう事実としての記
憶の確認であるということではないですか。
○副大臣(山田賢司君) 行つたことはございませ
ん。ただ、正確に言うと、委員の御指摘をいた
だいて、週末に車で現地を確認して、ああ、こうい
う建物だったのかということを確認をいたしまし
た。

○小西洋之君 じゃ、もう一つ聞きます。通告し
ていますが、山田副大臣は、旧統一教会の教祖夫
妻の写真、それを選挙区の中で見たことがありま
すか。

○副大臣(山田賢司君) 見たことはございませ
ん。

○小西洋之君 じゃ、ちよつと先ほどのもう一回
確認ですが、この二つの施設に行つたことがない
という記憶ですね、もう普通忘れないと思うん
ですよ、自分が行つたかどうか、うなずいていら
つしやるんですけれども。もし、それが違うとい

ことが後で事実で明らかになつたら、議員も辞職
されるということですよ。

○副大臣(山田賢司君) 行つた記憶もございませ
んし、事務所の記録を確認したところ、行つた事
実がなかったということを確認したと御答弁申し
上げております。

○小西洋之君 重い答弁を、質疑をさせていただ
いていると思います。

じゃ、重ねますけれども、政策協定書を、政策
協定はいつ、どこで、誰と結んだのか、そしてそ
こに立会人がいたのかどうか、事実関係を説明し
てください。

○副大臣(山田賢司君) 先ほど申し上げました二
〇二一年九月十九日、西宮市津門西口町の西口集
会所で話をしてくれと言われて、そこに行きまし
た。話をし終わった後に、推薦をするのでこれに
サインをしてくれと言われてサインをいたしました。
立会人という方がいらつしやるかどうかは別
として、私の支援者で世界平和連合の窓口になつ
ていた方がそこいらつしやいました。

○小西洋之君 今おっしゃられたその二〇二一年
の九月十九日の集会終わつた後に政策協定書を提
示されてサインをしたということなんです、
さっきの質問とも重なるんですが、普通そこには
地元の旧統一教会の責任者がいらつしやると思
うんですね。お話だと二人関係者がいると思
うんですが、一人は集会を主催した方、それでも
う一人は今おっしゃつた世界平和連合のこの窓口
の方、それぞれその地元の二つの教会などの責任
者ではないんですか。

○副大臣(山田賢司君) 普通とおっしゃいますけ
れども、普通いるかどうかわからない、何が、何を
もつて普通と言ふかは分かりませんが、私はいつも窓口に
なつていらつしやる方に話をしてくれと言われて
そこへ行きました。その方から紙を提示されて、
推薦をするのでこれにサインをしてくれと言わ
れ、サインをいたしました。

○小西洋之君 その窓口になつた方と集会的主催
者は同じ方なんですか。

○副大臣(山田賢司君) 主催といっても何か大々的な会ではないので、委員もよくあることだろうと思うんですが、ミニ集会などで人を集めるから話をしに来てくれというのを誰を主催者と言うかという、その声を掛けてくださった方が主催をされたんだろうと思います。そこで署名をいたしました。

○小西洋之君 副大臣は、その二つの集会は、旧統一教会の関連団体である世界平和連合の関係者が副大臣のために開いてくれたものですよ。すると、そこにいらつしやつた聴衆というのは旧統一教会の信者を中心とする皆さんであつて、その集会は大臣のこの来る選挙のための支援のものであつた、そういう認識はありますか。

○副大臣(山田賢司君) 大変申し訳ありませんが、参加されている方の宗教について尋ねたことは一度もございませんし、また、それを尋ねることも適當ではないというふうに考えております。

○小西洋之君 さつき副大臣、何度も、前回から答弁しているんですが、この二〇一七年十月と二年九月の集会は、大臣としては、来る選挙のために、政治家としてそれを主たる目的として出席されたものですよ。

○副大臣(山田賢司君) 来る選挙のためというより、我々政治家というのは、常に自分の政策について理解をしていただき、一人でも多くの方に知っていただきたいというふうに考えております。そんな中で、話をしてくれと言われれば、よほどおかしな団体でない限りはお受けする、ましてや、知っている方から頼まれて、人を集めるから話をしてくれと言われれば、そこへ出かけていつて話をするものだと思っております。

それが、先ほど来申し上げておりますように、世界平和連合については、安全保障などについて関心の高いところであつたということと宗教色が一切なかったため、これは統一教会とは別物だとの認識を持っておりまして。

○小西洋之君 今のことについて、副大臣は前回、一般論といたしまして、選挙においてはでき

るだけ多くの方々に知っていただき、そして応援をしていただきたいという思いはございます、そのうした中で、推薦をするのでサインしてくれと言われて今の書類を提示され、サインいたしました、今思えばですね、選挙前の慌ただしい中ではございましたけど、中身を深く考えずにサインをしてしまったということについては大変軽率だつたと考えておりますと言っているんですが、御自身で選挙のためにお出かけになって選挙のためにサインしているというふうに答弁しているんじゃないですか。

前回の答弁を撤回するんですか。虚偽答弁ばかりさつきからなさっているじゃないですか。

○副大臣(山田賢司君) その点についても否定するものではございません。一般論として、話をしてくれと言われれば行きますということをお願いしました。

○小西洋之君 だからそれは、二〇一七年、二一年と、選挙の目的も持つて行つたんですね。

○副大臣(山田賢司君) 選挙の目的を含め、一般に、政治活動について多くの方に御理解をいただきたいということで日々政治活動を行つております。

○小西洋之君 選挙の目的を持つて、山田副大臣は、その世界平和連合の関係者が主催する集会に二度にわたつて、総選挙ですね、二回の総選挙で出席をされ、そして、山田副大臣はかつて外務政務官も務めているんですね。外務副大臣だけじゃないんですかね。

外務政務官も務めた政治家であるのにもかかわらず、前回お示ししましたけれども、この政策協定書、同性婚を始めLGBTの皆さんの権利擁護というものを否定する、あるいは何か訳の分からぬこの日韓トンネルなるものを、構築を推進する、これ、外務省のその政務を務めたような政治家がサインしていいものでいいわけありませんよね。

選挙目当てに、旧統一教会の票を目当てに集会に出席し、そして政策協定を結んで、その政策協

定の内容が日本政府、外務省の方針、あるいは国際的な人権保障の方針、在り方とも矛盾するわけですから、直ちに外務副大臣を辞職すべきではないですか。

○副大臣(山田賢司君) 大変軽率であつたことを深く反省しております。御指摘を踏まえて、職務に邁進してまいりたいと思います。

○小西洋之君 いや、外務政務官、何年から何年までお務めになつていらっしゃるんですか。

○副大臣(山田賢司君) 二〇一八年から二〇一九年です。

○小西洋之君 政策協定書結んだのは一回きりですか。

○副大臣(山田賢司君) はい、一回きりでございます。

○小西洋之君 今回の政策協定書を結ぶ前に外務政務官を務めて、まあ今と同じ、かぶるような所掌もやつていらつしやいますよね。だからもう言い訳の余地がないと思うんですよ。

副大臣に伺いますが、LGBTの皆さん、国内外の方々から見れば、その権利擁護を否定するような、もう否定することを主張していますよ。その団体と政策協定を結ぶ外務省の副大臣、その存在は、このLGBTの関係者の皆さんから見ても、このような存在、非常に信じられない、いたたまれない、つらい存在だというふうに思われませんか。

○副大臣(山田賢司君) 御指摘をいただきましたLGBT問題に關しまして、国連におきましては、例えば二〇〇八年に第六十三回国連総会で採択された性的指向に関する宣言により、国際社会における性的指向少数者の人権保護等を目的とする関係国グループであるLGBTコアグループが設立されております。我が国はこれに創設の際からメンバーとして参加しており、これまでLGBTコアグループによる共同ステートメントや同コアグループが主催する国連でのイベントに参加しております。

先進国の取組と我が国の現状につきまして、各

国を取り巻く事情が異なることからこれらを一概に比較することは困難でございますが、我が国としては、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見があつてはならないと考えており、政府として、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けて、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、政府の政策決定に当たりましては、幅広く国民の御意見や御要望を伺うとともに、関係省庁、有識者、専門家、議員等の議論など様々なプロセスを経て政策を決定しているところであり、今後とも、様々な御指摘を真摯に受け止め、職務に邁進してまいります。

○小西洋之君 気が動転されて、質問には答えず、通告した別の質問について答弁いただいているんですが、今副大臣が答弁していただいたとおりなんです。

日本政府の方針として、また、国連の人権理事会で、このLGBTの方々の権利擁護ということがある機関決定として打ち出され、そして、日本に対して累次の、日本はその法制度等における取組が足りていないということで累次の勧告を受けているんですよ。

にもかかわらず、それを国際社会において主導すべき外務省の、しかもあなた担当副大臣ですよ、国連担当なんですから、の担当副大臣がLGBTの権利擁護を否定する政策協定書を結んでいるということ、これは、大臣の地位をそのまま維持するということ、それはどう考えても許されんじやないんですか。即刻辞職すべきではないですか。

○副大臣(山田賢司君) 改めてその推薦確認書なるものの該当部分を調べたところ、LGBT問題、同性婚合法化に関しては慎重に扱つて書いておりました。LGBTについての考えは先ほど申し上げたところでございます。

また、同性婚の導入につきましては、これは総

理の答弁におきましても、同性婚制度の導入につきましては、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えておりますと答弁されています。政府の方針のとおりでございます。

○小西洋之君 だから、この慎重に扱うというのは、これ、やらないということですよ、旧統一教会はもう教義として、そういう教団なんですよ。そうしたことを、何回も集会に出席してれば、集会の中で行うその関係者の発言によって、そういう考え方を持っている集会、集まりだということをお大臣は、副大臣は認識されているはずなんですけれども。

これ、さっきおっしゃったような旧統一教会の関連団体などへの、集会などの出席の中で、旧統一教会やその関連団体がこのLGBTの権利擁護に否定的な見解を持っているということを一度も気付かなかったんですか。

○副大臣(山田賢司君) そういった話をしたことがございません。むしろ、外交や安全保障のことについて話をしてくれということで私の活動報告などはしたことはありますが、個々の要望についてしたことはありませんでした。にもかかわらず、こういった推薦確認書に署名をしてしまったことは大変軽率であつたということを反省しております。また、これらの団体とは今後一切関係を持たないということを表明し、また先方にもそのように伝えました。

○小西洋之君 いや、いろんな意味でむしろ罪深いんですよ。私、副大臣が言っていることは、前回答弁撤回しているから私も言う資格あると思うんですが、もう虚偽答弁ばかりされていると思うんですけれども。

仮に、旧統一教会側が大臣に対してこのLGBTの権利擁護の否定などの考え方を伝えずに、単なる外交に取り組んでいる議員として、まあ有力な議員でいらつしやるんだと思うんですが、それでそれを取り込もうと関わってきたんだつたら、なおさらゆゆしき問題であり、それに軽々と引つ

かかってしまったというのは本当に軽率なことですよ。なので、もう繰り返し何度も何度も言うんですが、これまで追及は続きますので、官房長なりを経由して大臣に、林大臣にお伝えするように申し上げておりますけれども、山際大臣みたいになりますよ。山際大臣みたいになる前に、自ら、もう十分辞職しなきゃいけない責任はもう明確ですから、職を辞されるということを大臣とともにしっかりと御議論いただきたいというふうに思います。

日米貿易協定の担当副大臣ということですので、こんないいかげんな答弁、あるいはこんな関係の下ではそんな議案の審議なんか軽々に応じることはできませんので、そのことは厳しく言っておきたいと思います。

では、ちょっと時間があれですので、防衛省と旧統一教会の関係について防衛大臣に伺います。が、旧統一教会の関連団体であるアジアと日本の平和と安全を守る全国フォーラムの現在の会長を元航空総隊司令官の大串康夫氏が務め、かつ初代会長を元陸上自衛隊の最高幹部の堀江氏が務めているという指摘があります。

この事実関係、お調べいただくことをお願いしているんですが、答弁をさせていただくとともに、追加の問いも併せてお願いしたいんですが、山田副大臣がこれ出席していたまさに全国組織なんです、その兵庫大会に出られたわけですが、各地域の大会において、元海上幕僚長の方や元空将の方などがこの旧統一教会の関連団体が主催する講演会に講師として出席をしています、それについて調べる限り調べて事実関係をとお願ひしていますが、説明をお願いいたします。防衛大臣。

○国務大臣(浜田靖一君) 元自衛官とはいえ、民間の方の行動について防衛省として把握する立場にはなく、調査することも考えておりません。我々としては、この今申し上げたとおりの考え方で対処しているところであります。

○小西洋之君 いや、今申し上げたアジアと日本の平和と安全を守る全国フォーラムなんですけれ

ども、国際勝共連合の会長が何度も集会に参加をして、で、この全国フォーラムがあるビルというのは、新宿にある旧統一教会の関連団体、構成団体、まあ東京の教会が入居しているようなまさに施設なんですね。そこに会長室が恐らくあつて、そこに元航空総隊司令官が座っているわけなんです。

副大臣に伺いますが、航空総隊司令官ですね、航空総隊は、横田基地、在日米軍の中の横田基地にあります。つまりアメリカと、この委員会でも取り上げたことがありますけれども、これについては重大な問題があると思いますが、まあ一体化しちゃっているわけですが、横田基地にある元航空総隊の元司令官がこの旧統一教会の関連団体の会長に今いるということは、国防上も、日本の防衛はもちろん、同盟国との関係でも国防上も問題ではないんですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 自衛官が退職後、民間人として行う行動については、活動については、その個人の思想や信条に基づくものでありまして、防衛大臣として逐一コメントする性質のものではないと認識しております。

なお、自衛官が退職により民間人になった後も引き続き秘密情報の保護義務が課されており、その義務を遵守した上で活動していただくことになります。

いづれにせよ、民間人の方の行動である以上、防衛大臣としてコメントをする、また働きを行うといったことは考えておりません。

○小西洋之君 大臣、国会でも答弁されました旧統一教会のこの資金ですね、日本国民から奪った資金が北朝鮮のミサイル開発にも使われたというこれ報道もあり疑惑もあつて、大臣も国会で答弁されているんですが、OBの問題じゃないと思うんですよ。日本の国防に関する問題であり、防衛省・自衛隊の国民からの信頼に関する問題なんです。前段の国防に関する問題として、防衛省設置法なり自衛隊法なり、法令に基づくこの調査ですね、それをするお考えはありますか。

○国務大臣(浜田靖一君) 今お答えしたとおりであります。我々としては、この民間人の方の行動である以上、防衛大臣としてコメント、そしてまた働きかけを行ったことを、行うことは考えておりません。調査についても同じであります。

○小西洋之君 旧統一教会というのは、これは被害保護団の方や私の同僚だった有田先生、あるいは鈴木エイトさんというジャーナリスト、私も今手元にありますけど、この教祖の御言葉集などの教義があるんですが、日本の民主主義や日本の統治機構を否定しているんですね。それを壊して自分たちの神の国をつくらうというのが教義なんです。

そうした教義を持つ団体と一体の団体ですよ、関連団体というか、もちろん構成団体ですよ、一体の団体に自衛隊の元最高幹部らが会長として現在もおり、初代会長として現在も会長としており、そしてその全国のイベントに自衛隊の最高幹部、空将や海将などが出席をしているというのは、我が国のこの国防の在り方上も非常に私はゆゆしき問題だと思っております。

なので、OB云々ではなくて、まさに防衛省のこの法令に基づく責務として、事実関係を調査し、必要な改善を行う必要があると思うんですが、もう一度聞きます、そうした調査を行う考えはありますか。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々とすれば、今この団体の教義についてもいろいろ御質問があつたわけでありまして、教義の内容については、私、大臣としての立場、そしてまた政治家としてもコメントするには適切ではないというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思ひます。

そして、我々とすれば、今、先ほど申し上げたとおり、そういった活動についての調査等々について、することは考えておりません。

○小西洋之君 委員長にお願いなんですが、大臣に詳細に同じ質問二度して、調査するという考えはないということです。で、法令に基づいて、国防

あるいは我が国の防衛の観点から、私が指摘したこの旧統一教会の関連団体に自衛隊の最高幹部が現会長等でおり、かつ各地域の活動に自衛隊の最高幹部らが出席、参加している、この問題について、防衛省として法令に基づく観点から調査をすることを私は求め、それをしないのであれば、それについての具体的な詳細な理由、法令上問題がないんだという理由について、委員会に説明を求めます。

○委員長(阿達雅志君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○小西洋之君 じゃ、防衛大臣に重ねて伺います。元防衛省や元自衛隊幹部などが過去又は現在において就任等しているでしょうか、今申し上げた以外にですね、それを答えてください。

○国務大臣(浜田靖一君) 繰り返しになりますが、元自衛隊員とはいえ、民間人の方の行動について防衛省として把握する立場になく、調査することも考えておりません。

○小西洋之君 じゃ、ちょっと、委員長にお願いですが、先ほどの作業は重なりますので、その他の防衛省関係者や自衛隊関係者についても、旧統一教会のその他の団体についても調査しないと書いていますので、先ほどの委員会への説明を、これも追加でお願いいたします。

○委員長(阿達雅志君) ただいまの件につきましても、後刻理事会にて協議をいたします。

○小西洋之君 防衛大臣に伺いますが、これ、この団体は、アジアと日本の平和と安全を守る全国フォーラムですが、九月にホームページを突如閉鎖しているらしいんですが、まだ残っているものがあった、ホームページをなぜ今年の九月に突如閉鎖したらしいんですが、そのホームページが各所で保存されていて普通に見ることができるんですが、よろしいですか、元航空総隊司令官を務めたこの大串康夫氏という人物が、統一教会の関連団体の会長に今現にいて、その会長室が新宿のビルの中にあるんですよ。そこで執務を行って

いる、あるいはその活動を統括している。これは、国民から見て防衛省や自衛隊に対する在り方として理解されない、あるいは信頼を毀損するものだと思います。

○国務大臣(浜田靖一君) 一般的に申し上げて、自衛隊員は自衛隊法第六十一条により政治的行為の制限が課せられています。また、政治的行為であるか否かを問わず、品位を保つ義務が自衛隊法第五十八条により課せられております。いかなる団体との関係であっても、自衛隊員である以上、これらの義務を遵守した上で行動をすることが求められます。また、退職後、民間人になった後も引き続き秘密情報の保護義務が課されております。その義務を遵守した上で活動していただくことになるということになります。

いずれにしても、民間人の方の行動である以上、防衛大臣としてコメントをする、また働きかけを行うといったことは考えておりません。

○小西洋之君 防衛大臣に伺いますが、この関連団体は政府・自民党において関係を絶つと宣言している団体なんですね。山田副大臣もそのように答弁されました。うなずいていらつしやいますけれども。政府・自民党が関係を絶つと言っている団体に自衛隊の最高幹部が会長等である、あるいはそのイベントにいろんな自衛隊の最高幹部が出席する、それは国民の理解を得られないと思いませんか。簡潔に答えてください。

○国務大臣(浜田靖一君) その件に関しましては、先ほど申しましたとおり、あくまでも自衛隊を退官をされ、そしてその後民間人となって活動されているわけでありまして、我々としてこれに対して働きかけ又はコメントをすることは差し控えていたのだと思います。

○小西洋之君 木村防衛政務官、山田副大臣と違つてつらい答弁だと思んですが、先ほど理事会に極めて詳細な事実の関係を説明をしていたいただきました。前回伺った、選挙に際して名簿をどこで受け取り、どういう使い方をしたのか、理事会で報告したことを、政務官の答弁として、答弁を

お願いいたします。

○大臣政務官(木村次郎君) 答えたいします。先日一日の委員会においてお尋ねのあった名簿につきましては、昨年、二〇二一年の衆議院総選挙に際して、私の支持者であります第三者を紹介して旧統一教会から私の事務所の方に名簿提供の申出がございました、同年十月十八日に私と事務所の秘書が地元の旧統一教会施設に出向き、当該名簿を受け取ったものでございます。

なお、この名簿につきましては、私どもの事務所の方から先方に要望して入手したものではありません、あくまでも先方からの提供の申出があったものでございます。この名簿につきましては、他の名簿と同様に選挙終了後に破棄した可能性が極めて高いと推察されております、このため確定的な回答は困難ではございますが、当該名簿には旧統一教会関係者が含まれていたと思われま

す。なお、また、この事務所にも記録が残っておりませんので、この名簿の用途につきまして確定的な回答は困難ではございますが、他の名簿と同様に当該名簿を用いて電話掛け等を行った可能性も否定できないというふうに考えております。

今申し上げたことは、私の記憶を基に事務所の再度点検した結果に基づくものでございまして、先般も申し上げましたが、旧統一教会及びその関連団体に直接確認することは、これらの団体との関係を一切持たないとの方針を踏まえ控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いづれにしても、当時、私及び事務所において旧統一教会の現状に係る認識を欠いていたというところを真摯に反省し、以降、旧統一教会及び関連団体との関係を持たないとの方針に沿って適切に対応してまいりました。以上でございます。

○小西洋之君 時間なので終わります。木村政務官、つらい答弁だと思えます。ありのままに、恐らく正直に答えていただいて、山田副大臣も是非見習っていただかなければいけないと思うんですが、山田副大臣の前の支離滅

裂な答弁で大事な防衛費の問題や反撃能力などについて質問ができなかったので次回にさせていただきます。防衛大臣、どうか、今の政務官もやはりつらい答弁ですが、責任を負わなければいけませんので、先ほどお願いした事項も含め、防衛大臣、外務大臣は旧統一教会の在り方について、政務三役の関係を絶つ、そのことを任命権をもって頑張ってくださいと思います。

以上です。終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。今日は、前回、所信の質疑のときにも少し頭出しの質問をさせていただきましたが、開発協力大綱の改定に関しまして質問させていただきたいと思

います。

前回、市民社会や民間セクターとの連携をしっかりと打ち出していた方がいいという形で質問させていただきました。今日はそれに引き続いてなんですが、まず、お手元に今、資料一を配付をさせていただいておられます。現在、この改定に向けて有識者懇談会、活発に開催されているんですが、次回第四回の会合で議論は整理をされまして、年内に報告書の取りまとめ、そして林大臣への提言ということをして予定をしているというふうにお伺いしております。

そういう意味でいくと、ある意味一つ大きな山を迎えるというところで、各所からいろんな声が聞えてきております。

一つは、報道等ではこの議論が、例えば自由で開かれたインド太平洋の推進ですとか、あるいは経済安全保障に偏重し過ぎるんじゃないか、こういう御指摘もいただいています。懇談会の中でもいろいろな声がありまして、例えば市民社会の活動を代表する委員というのは一名しかいないじゃないかというものと、あるいはその四回だけでは足りない、もっとやるべきだ、また、こういった有識者懇談会とは別途、市民社会との意見交換の場も欲しいと、こういういろいろな意見があるわけです。

これ、是非、より良い改定にしてい

も、そして、こうした懸念というのをしっかりと拭き拭きしていただいて、開発協力におけるパートナーでもある市民社会の声にはしっかりと応えていただきたいと思いますが、まずこの件について外務省からお伺いしたいと思います。

○政府参考人(原圭一君) お答え申し上げます。

開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会でございますけれども、NGOを代表する委員に加えて、国際政治、人間の安全保障、気候変動、途上国ビジネス、国連システムを通じた開発等の幅広い分野で知見を有する委員の方々に御参加いただきまして、現在、精力的に議論をしているところでございます。

この有識者懇談会とは別に、NGOを始めとする市民社会の関係者とは、NGOと外務省との間の定期協議会の場を始めとして、個別の意見交換の場を設けていただいております。引き続きこうした機会を通じて幅広く御意見を伺いながら、新しい大綱を作ってまいりたいと考えてございます。

○平木大作君 既に幾つかの御要望に添えていただいたということで御答弁いただきました。

実はこれ、懇談会についてもっと詳細な情報をとという声が続々と出てくる中で、それを受けて、今、発言要旨も大分詳細版で出させていただいております。私も全部確認させていただきまして、どなたがどういう発言したかというところまでは載っていませんが、かなり内容が分かるようになっていて、こういったところもしっかりと発信をしていただくと懸念の払拭につながるかというふうに思っております。

そして、次の問いになるんですけども、この中で、先ほど懸念としても御指摘をさせていただいた自由で開かれたインド太平洋と、これ、理念については海外から非常に高い評価をされることがある一方で、国内では全くと言っていいほど認知をされていないというのが今の状況だろうというふうに思っております。

このことについて、先日、朝日新聞の十月三十

一日付け夕刊のアナザーノートにこんな実は記述がありました。これはかつて大平正芳総理が唱えた総合安全保障構想との類似点を指摘した記事なんですけれども、どういうものかというところ、この大平総理の構想というのは、国家の安全保障というものを軍事力のみでなく外交や経済など非軍事も総動員して国の平和と安定を守ると、守ろうとするというものでありまして、今という経済安保みたいなものも書かれておりますし、同時に、外交においては自由で開かれた国際秩序を志向するとして、ある意味、自由で開かれたインド太平洋構想、FOIPの原型と言われる表現も登場するというところであります。記事の中でも、今から四十四年前のものだが、視野の広さや先々まで見据えた先進的な構想であるというふうに高く評価をされているものであります。

やはり、これ記事の中に、当時この総合安保戦略は、右からは軍事の軽視だと批判され、左からは防衛力を強化するための隠れみのだとやゆされた、しかし、日本が自らの国益を考えて練り上げた独自戦略として海外からも注目をされたというように書かれておりまして、この自由で開かれたインド太平洋について、私も、力に頼らずに法の支配を広げていく、ルールに基づいた国際秩序を目指すという意味では、従来からの日本の外交ですとか、あるいは開発援助が一貫して持つ理念を具体化するものだろうというふうに思っております。

まさに今、力による現状変更が国際秩序を揺るがしている今だからこそ、丁寧に国内の理解を得ながら推進をしていただきたいと思います。林大臣、御見解お伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 安倍元総理が提唱されまして、菅内閣、岸田内閣でも引き継いでおります。この自由で開かれたインド太平洋でございますが、まさに日本外交の柱であり、国際的にもASEANや米国、インド、豪州、欧州など、幅広い国から強い支持を集めているところでございます。

我が国は、このFOIPの下で、今お話のあり

ましたように、法の支配の強化を含む国際社会の取組に積極的に参加をし、各国と緊密に連携してきておりまして、こうした取組に加えてFOIPの新たな展開が必要だと考えております。

これまでの取組を更に加速して、引き続き、様々な形でODAを拡充するなど外交的取組を強化しながら、新たな切り口からの取組を含めてオールジャパンで臨んでまいります。

具体的には、総理が今年の六月のシヤングリラ・ダイアログで表明したとおり、巡視艇の供与、海上法執行能力の強化、サイバーセキュリティ、デジタル、グリーン、経済安全保障、こういった分野にも重点を置きつつ、新たなFOIPプランを来年春までに発表するべく、しっかりと取り組んでまいります。

今委員が御指摘のありました国内の理解を得ると、そのための丁寧な説明の必要性、これは本当におっしゃるとおりでございます。政府としても引き続き広報含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○平木大作君 林大臣に引き続きお伺いしたいんですが、また別の懸念として、このODAが軍事利用や人権侵害につながるという懸念もございまして。

林大臣は有識者懇談会の第三回会合において、いわゆる非軍事原則は今後も維持するということを明言をされているわけであります。

資料二として配らせていただいたのは、朝日新聞、これ十一月一日付けでありますけれども、ODA軍事転用、懸念という見出しの付いたものであります。ちよつと記事の左側見ていただくと、整理としては、このODAをめぐる大綱の変遷といったしまして、最初このODA大綱から開発援助大綱に変わったときに軍事転用の懸念が生じましたと、そして今回の改定では更にこの非軍事原則が崩れると、まあこういうちよつと整理をされてしまっているわけであります。

改めて、このいわゆる非軍事原則とはどのような

なものなのか、そして今回の改定を通じて変更する可能性があるのかということについて、林大臣に御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) この開発協力大綱の改定に当たりましては、ODAの軍事利用を回避するいわゆる非軍事原則、これを維持しつつ、その改善強化について検討を行っているところでございます。この点につきましては、私自身が有識者懇談会の場で明らかにしているのとおりでございます。

今後、幅広い関係者の意見を踏まえながら、改定の具体的内容を詰めていきたいと考えております。

○平木大作君 まだ検討の途中でありますけれども、しっかりと守っていくことも含めて大臣には既にお答えいただいているわけであります。

ちよつと関連しまして、これ当然、災害援助の例えば現場などで日本の自衛隊が大きな役割を果たしているというのは、これ国民の皆さんにもよく御理解いただいているわけであります。なかなかこの支援対象がいわゆる軍関係なのか否かというところで線引きをするというのは、結構難しいわけなんです。一方で、この日本の非軍事原則を徹底するということの意味からも、結果として軍事利用されないかのチェックというのはやっぱり必要なんだろうと思っております。

この資料二の朝日新聞の記事でも、最後のところで、ODAの事業実施に際して、事前事後の人権状況に関する調査、報告をルールとして徹底すべきと、こういった意見もあるわけであります。この件に関して外務省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(原圭一君) お答え申し上げます。

二〇一五年に策定をされました現行の開発協力大綱におきまして、ODA事業の実施に当たりましては、開発途上国の基本的人権の保障をめぐ

る状況に十分注意を払うこととしてございます。この原則の遵守を担保するために、具体的にはJ

ICA環境社会配慮ガイドラインを定めまして、それにおいて環境社会配慮の責務と手続を示すとともに、JICAが同ガイドラインに基づき相手国等を通じたモニタリング結果の確認を行っているところでございます。

開発協力大綱の改定に当たりましては、幅広い関係者からの御意見を伺いながら、人権に配慮したODAの実施に向け、更なる改善の余地があるか検討してまいりたいと考えてございます。

○平木大作君 更なる改善の余地、是非探っていただいて、また、より評価のされるODAにしたいでございます。

もう一度、最後に林大臣にお伺いしておきたいんですが、私も、先ほど申し上げたように、この有識者懇談会の発言要旨確認をさせていただいて、本当にいろいろ充実した議論になっているなというふうに思いますし、ちょっとちゃんと数えているわけではないんですけど、多分一言言葉として出てきているのは人間の安全保障という言葉なのかというふうにも感じました。これをしっかりと大綱の中でも理念として明記をしていたらどうかとてやはり重要だというふうに思っておりますし、感染症のような保健分野、それから貧困、気候変動、こういった地球規模課題に取り組む上での日本のリーダーシップというものに対する発言というのは非常に多く見られまして、いい議論だなというふうに改めて思った次第であります。

林大臣も、この検討の方向性として新たな時代の人間の安全保障ということをおっしゃっていたにいてるわけでありまして、今回の中でこの人間の安全保障どう位置付けていかれるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 我が国は、テロ、紛争、災害、感染症、貧困など人間に対する直接的な脅威、これに対処するために、個々の人間の保護とそれから能力強化、これを重視する人間の安全保障の考えをこの開発協力の基本方針として推進し

てきております。

二〇一五年に策定された現行の大綱においても、人間の安全保障の推進を我が国の開発協力の基本方針の一つとして改めて位置付けているところでございます。

近年、このウクライナ情勢による人道危機や新型コロナウイルス、気候変動などの地球規模課題の複雑化、深刻化など、世界が複合的な危機に直面をしております。一人一人の生命と尊厳を守るこの人間の安全保障の理念、これ、これまで以上に重要になっていると考えております。

新たなこの開発協力大綱においても、誰一人取り残さない社会の実現に向けた国際的な取組を日本がリードしていけるように、また、個人やコミュニティの安全にとどまらず、個人間、コミュニティ間の相互依存や、地球全体と人間社会の関係性も意識した連帯の概念を取り込んだ新たな時代の人間の安全保障、これを日本の開発協力の柱の一つとしてしっかりと位置付けてまいりたいと考えております。

○平木大作君 改めて、今、物価高もありますしパンデミックもありまして、様々な中で各国の政治が大変揺らいでいるという状況にあります。こういう中で、開発援助の世界にもその影響というのが如実に出てきてしまっている。保健分野も含めて、例えば各国が約束をした拠出がなかなか実行されないですとか、そういった状況があるわけでありまして。

改めて、この日本の開発援助の在り方として、大綱の中でしっかりと人間の安全保障、新しい時代に即したものを明記していただき、政治の安定の上で、このすばらしい人間の安全保障というものの世界で日本がリーダーシップを力強く発揮できるように期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○金子道仁君 おはようございます。日本維新の会、金子道仁です。

まず、質問に入る前に、北朝鮮に関して政府に要望を申し上げたいと思います。

北朝鮮のミサイル発射、九月以降、過去例を見ない頻度で続いております。先週も我が国の上空を通過したのではないかとというような発射を強行したこと、極めて遺憾を感じております。

我が党としても、これは決して容認することはできない、強く非難をしたい、最初にそのことをお伝えするとともに、政府におかれては、Jアラートの適切な運用、北朝鮮のミサイル警戒監視、万全を期していただきたいとともに、あらゆるチャネルを通して北朝鮮に対する圧力が一層強まるように、外交上の取組も今まで以上にお願したいと思っております。

それでは、今日の質問に入らせていただきます。本日は、国連の安保理改革について最初に御質問していきたいと思っております。

今回のウクライナの侵略をめぐる、安保理の機能不全、一層顕在化しております。ただ、この機能不全によつて、安保理を改革しなくてはならないというモメンタムも非常に強くなっている、そのようにも考えております。安保理改革をしながらはいけない、この改革の必要性については全世界でコンセンサスがつくられていると理解しますが、その改革の内容については、様々なグループ、異なる立場を表明しておられます。

安保理改革に関する各グループのそれぞれの立場について、まず外務省の見解をお聞かせください。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、安保理改革については、国連において長年にわたり議論が積み重ねられてきている中で、改革の必要性については全加盟国が合意しております。

例えば、二〇〇五年の世界首脳サミットでは、全加盟国の首脳が早期の安保理改革を支持し、二〇二〇年の国連創設七十五周年記念宣言では、安

安保理改革の議論に新しい命を吹き込むことにコミットすることを全加盟国首脳が確認しております。

一方で、安保理の構成や拒否権の在り方など、改革後のあるべき姿については各国の立場が分かれており、立場を同じくするグループが存在しております。

例えば、我が国を含むG4、日本、インド、ドイツ、ブラジルは、常任理事国、非常任理事国双方を拡大すべきであり、新常任理事国は拒否権を持つべきだが、安保理改革実現の十五年後に行うレビューまでは行使をしないという立場でございます。また、アフリカグループは、常任、非常任双方を拡大し、拒否権は廃止すべきだが、存続する限りにおいて新常任理事国も拒否権を持つべきという立場であり、また、UFC、ユナイティッド・フォー・コンセンサスは、長期任期、再選可能なものを含む非常任理事国の拡大を目指し、全常任理事国が拒否権の行使を抑制すべきとの立場であると認識しております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

もう議論はさんざん行われてきていると理解しておりますし、ポイントとしては、その理事国を拡大することをどうするのか、あと拒否権の扱いをどうするのか、その二つに集約されてきているのかと理解しております。

米国のバイデン大統領も国連総会の演説の中で理事国の拡大を明言し、米国としても非常に前向きな姿勢を明らかにしています。こうしたモメンタムを逃すことなくという趣旨だと思いますが、岸田総理も同じく国連総会で、単に安保理の改革の必要性を共有するのではなくて、文言ベースの交渉に踏み込んでいく必要があると力強く発言されておられますが、この点について外務大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) この安保理改革につきましては、今委員からもお話がありましたように、長年にわたって議論が積み重ねられてきているわ

けでございます。我が国としては、議論のための議論ではなくて改革実現に向けた行動を開始するべきと、こういう考えでもって、先般の国連総会の一一般討論演説でも、岸田総理から、そのための文言ベースの交渉開始、これを訴えさせていたところでございます。

私自身も、この九月の国連総会の際に、G4、これは日本、ドイツ、インド、ブラジル外相会合でございますが、ここにおいて文言ベースの交渉開始に向けた連携、これを再確認をさせていた。だきまして、さらに、日米豪印のクアッドの外相会合においても安保理改革の推進を確認をしたところでございます。これらを含む八つの多国間会合や十五の二国間会談等を通じて、国連の理念と原則に立ち戻ること、そして安保理改革を含む国連全体の機能強化などについて議論させていただきました。

各国の一般討論演説においても、今委員からお話をしていたように、アメリカのバイデン大統領から安保理改革の推進について積極的な呼びかけがありました。また、国連総会議長であられますクールシ議長からも交渉を進めるというふうな旨が述べられたところでございまして、多くの国が安保理改革など国連強化に前向きなメッセージを述べたと承知しております。

先ほどお話がありましたような各国の利害も複雑に絡み合うこの安保理改革、決して簡単ではないということは承知をしておりますが、引き続き、G4やアメリカ、アフリカを含む多くの国々と連携しながら粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。そして、この国連の総会ですとか、それから事務総長の役割の強化、こういったものも含めて国連全体の機能強化にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○金子道仁君 大臣の丁寧な御答弁に感謝いたします。理事国、特に常任理事国を拡大する場合に、新しい常任理事国が現在の常任理事国と同じ責任と

義務を有する、言い換えれば拒否権を付与されるべきという考え方があります。でも、拒否権の行使を制約しなければ、抑制しなければ安保理はますます機能不全に陥るという意見もあります。その安保理理事国の拡大と拒否権の抑制、このバランスについてはこれから文言ベースの交渉を始めるに当たって日本政府としてどのように考えるか、見解をお聞かせください。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。

政府といたしましては、従来から、常任理事国による拒否権の行使は一般に抑制されるべきと考えているところでございます。こうした観点から我が国は、大規模な残虐行為について常任理事国五か国が自主的に拒否権行使を抑制、抑制するべきとするフランスとメキシコによる提案などを支持してきているところでございます。また、本年四月に採択された、安保理常任理事国が拒否権を行使する場合にその説明を求める国連総会の会合を開催すること等を主な内容とする国連総会決議にも共同提案国入りをしたところでございます。

国連憲章の改正が必要となるような拒否権の扱いの変更は常任理事国の同意なしには困難でございますが、我が国としては、拒否権行使の抑制の方途等についても、引き続き多くの国々と議論、協力しながら何ができるかを検討していきたいと考えております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

安保理の常任理事国の拒否権行使の抑制という点では、リヒテンシュタインの提案が最近よく取り上げられていると思います。拒否権行使した常任理事国は、総会でその理由を説明しなければならぬと。実際に、ロシアがウクライナの決議で拒否権行使したときにその説明をしたと。それに對しては、いや、ただ説明をしただけではあつておざなりであつたという意見もあれば、そのような説明の場を設けることによって国際世論が更にそのことについて考える、つまりそのことは大

きな意義があつたという意見もあるかと思つています。

申し訳ないですが、リヒテンシュタインという規模の小さな国でも、こういう安保理の拒否権行使抑制に関してはイニシアチブを取ることができると。ましてや我が国は、これから安保理改革を、我が国の利益というだけでなく、そうではなくて国際社会の、国連の強化という大義の中でしていくためには、更にこの安保理の拒否権抑制、拒否権行使の抑制に関して具体的な提言、文言ベースの提言等もしていく必要があると思つております。

国連憲章の二十七条三項、「紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。」という文言も入っておりますけれども、我が国としてどのようにその拒否権の行使の抑制を文言ベースで提案していくのか、外務省の見解をお聞かせください。

○政府参考人(石月英雄君) 委員御指摘のとおり、国連憲章第二十七条三項には、「第六章及び第五十二条3に基く決定」、これ両方とも紛争の平和的解決に関する事項でございますが、「については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。」という規定があるところでございます。

先ほど申し上げたとおり、政府としては、従来から常任理事国による拒否権の行使は一般に抑制されるべきと考えておりまして、先ほど議員から御指摘のありましたリヒテンシュタインの国連総会決議にも共同提案国入りをしたところでございます。引き続き、我が国としては、拒否権行使の抑制の方途等について引き続き多くの国々と議論、協力しながら、何ができるかを検討していきたいと考えております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

こういった議論に関して、是非、国会の場で、具体的な文言ベースでこのようなことを考えている、そのこともオープンにしていたいただきたいながら検討を進めていただければと思っております。続いて、ウクライナの侵略に関する国連決議に

ついて御質問していきたいと思っております。

三月二日のウクライナ侵略に対しての国連総会決議、賛成国が百四十一、そして十月のウクライナ四州の併合を無効とする国連決議、こちらは賛成が百四十三となっております。これは、二〇一四年のあのクリミア併合のときの国連総会決議、賛成が百だったことから見ると約四十の賛成国が増えている。これは武力による一方的な現状変更を認めないということを公に表明した国の数が増えているということで、非常に喜ばしいことだと考えています。

他方で、依然として棄権をしている国、反対している国もありまして、反対が五、棄権が三十五というふうに、いまだその国連憲章の理念と原則について十分に共有できていないと懸念されるような事態もあるわけです。そして、この棄権国の過半数はアフリカ諸国に集中しているわけです。そして、日本がFOIPの中で重点的にODA支援をしている国々も含まれております。

国連憲章の理念と原則、武力による一方的な現状変更は認めないというこの価値観がこうしたアフリカ諸国の中で十分共有されていないのか、そのように危惧するんですが、本年十月の国連決議に対するアフリカ諸国の投票行動をまず御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、現地時間十月十二日、国連総会の緊急特別会合において、ウクライナの領土一体性及び国連憲章の原則の擁護に関する決議が百四十三の賛成票を得て採決されたところで、採択されたところでございます。

このうちアフリカ諸国五十四か国の投票態度でございますが、賛成が三十三か国、反対はなし、棄権が十九か国、不投票が五か国であつたと認識しております。

○金子道仁君 ありがとうございます。五十四か国中十九か国が棄権をするというの

は、やはり共有できていないのではないかという心配がありますが、アフリカ諸国がこのような投票行動をする理由についてどのようにお考えでしょうか。アフリカ諸国がロシアの侵略に対して明確な反対を表明できない理由を外務省としてはどのように考えておられますか。

○政府参考人(石月英雄君) お答え申し上げます。

各国の投票態度は、様々な事情を踏まえて各国が独自に決めるものでございます。その理由を我が国として申し上げる立場にはございませんが、今次の総会決議がアフリカ諸国を含む百四十三か国の賛成多数で採択されたことは、国連憲章の原則と目的を守る国連総会としての強い意思が確認されたものと受け止めております。

○金子道仁君 確かに、アフリカ諸国の見解を我が国として申し伝えることはばかることかと思えますけれども、当然その辺の分析もされていると理解しております。

アフリカ諸国にとつては、今回の決議で欧米を取るのかロシアを取るのか、どちらを取るのかというような二者択一の選択、そのような行動を控えたいという思いが強かったのではないかと思います。アフリカ諸国とロシアの関係、歴史的には独立の際の支援がソ連によってなされたということ、二つ目には軍事的な関係が強いということ、かなりの額の軍事支援がアフリカに行われているということ、三つ目にはロシア・アフリカ・サミットといった最近のパートナーシップの強化ということもありまして、アフリカ諸国の国益を考えると、欧米もロシアもどちらも関係を断絶するようなことは避けたいという、そのようなことからこの投票行動に進んでいるのではないかと理解しております。

そのようなことを踏まえて、アフリカ諸国に対して我が国とのパートナーシップがより国益にかなう重要なものであると認識してもらう、これは非常に重要であると同時に、非常に難しいことだ

とも考えております。

そこで、外務大臣にTICADの話をお伺いしたいと思いますが、このようなアフリカ諸国にとつて、我が国とのパートナーシップが非常に重要であるということを確認していただくために、今回、八月にTICADが行われたと思えますけれども、そのことについての外務大臣の評価、手応えをお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 日本は一九九三年にTICADを立ち上げて以降、約三十年間にわたつてアフリカ自らが主導する開発を支援していくと、こういう精神で取り組んでまいりました。

私が総理特使として参加したこのTICAD8でございますが、日本はアフリカとともに成長するパートナーとして人に着目した取組を推進していく、こういうメッセージを力強く打ち出して日本らしいアプローチを強調させていただきました。

このウクライナ情勢を受けて急速に悪化しているアフリカの食料危機への対応のために、食料支援、それから食料の生産能力の強化支援、これを目的としたアフリカ開発銀行との約三億ドルの協調融資に加えまして、二十万人の農業人材育成等を実施していくということを表明をいたしました。また、この債務の健全化を目指す国を支援するため、特別枠最大約十億ドルを含むアフリカ開発銀行との最大約五十億ドルの協調融資枠の創設、これも表明したところでございます。

私自身、アフリカの首脳や閣僚、そしてビジネス関係者とも直接触れ合う中で、そうした日本の姿勢や取組に理解と賛同が広がっているということを実感することができました。また、私は、アフリカ諸国に対して、ロシアによるウクライナ侵略、開発金融、そして安保理改革等についても日本の考え方を伝達し、アフリカが抱える課題についてしっかりと議論を行うことができたと考えております。こうしたTICAD8の成果を踏まえて、日本とアフリカの関係、一層深化させていき

たいと考えております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

今大臣の答弁にもありました、人に着目したきめの細かい取組支援、これを行うためには、やはり前回御質問させていただきました在外公館、特にアフリカで不足している在外公館の充実であったりとか大使館の人員の補強については是非御検討いただきたい、そのように申し伝えさせていただきます。

先ほど、平木理事の方からも開発協力大綱についての御質問がありましたので、私は少しそれを踏まえて先に進ませていたしたいと思います。今回の開発協力大綱の改定、非常に重要なものだと思っておりますけれども、ODAの戦略性の強化であったり、民間セクター、NGOとの連携の強化、迅速化、そのような論点が専門家会合の中でなされていると私の方も見せていただいておりますが、今回の開発協力大綱の改定の中で、どのような面が抜本的な強化と評価できるようなものなのか、外務大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) 現在、時代に即した新たな開発協力大綱を作るべく、私の下に有識者懇談会を設けて議論していただいているところでございます。これまで三回の会合に私も出席させていただきまして、ODAの戦略的活用に向けた幅広い論点についての御議論、拝聴させていただいたところでございます。

このODAの戦略的活用に当たっては、自由で開かれたインド太平洋の推進、そして持続可能な開発目標、SDGsの実現、こういった外交課題に沿った重点化、そして同志国や国際機関、民間セクターやNGO、こういった皆様との連携強化、これが重要だと考えております。

引き続き、有識者懇談会での議論や幅広い関係者の意見を踏まえて新しい大綱を作り、開発途上国支援の強化、これを行ってまいりたいと思っております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

ODAの抜本的な強化というのは、もちろん我々、日本政府が開発協力大綱を出していくわけですが、我々がやっているということではなくて、まず支援を受ける側、受け入れる側が、ああ、日本のODAは本当に変わったと評価されるようなことが必要なのではないかと思えます。

どのようにしてその日本のODAが変化したかということ伝える、それはまさに、その実践するプレーヤー一人一人が、これは日本のODA、これから変わつたんだという認識、平たく言えばわくわくするような思いを持って、日本はこれに国際貢献をしていくんだというような、積極的に関与していけるという前向きな姿勢が非常に必要だと思えます。そうした思いが人への投資、人間の安全保障という働きを通して被援助国へと伝わっていく、伝染していくものではないでしょうか。

そういう点で、有識者懇談会の中で、市民社会におけるODA実施額、DACの平均は一五％だと、それを一〇％ぐらいまで引き上げるとい議論があると報告書を見ましたけれども、DACの平均より低い目標設定ではなくて、いや、日本はもう一歩前に進んで二〇％ぐらい市民社会の関与を広げていく、それぐらいの抜本的な取組も必要なんではないかと私自身は考えております。

実は、まだ第四回がこれからあるということで、有識者懇談会、傍聴を申し込んだら断られてしましまして、非常に残念でした。開かれた議論というのが必要だと思えますし、外務省の活動、ODAの活動が透明性を持って、そして市民に、国民に理解していただくためにはできる限りの活動はオープンにしたい、そのように思っております。その点については次回質問させていただきます。その点については次回質問させていただきます。

最後に、対中南米外交について短く御質問したいと思えます。対中南米、FOIPの中では含まれていない地

域についても普遍的な価値を共有する、賛同してもらおう国々を増やすという点で、中南米諸国も総理の所信表明演説の中で加えていただいていることを感謝しております。

是非、今後も中南米も含めてこのような国連憲章の価値観を共有する国々を増やしていったいただきたいと思いますが、我が国の中南米外交について外務大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣(林芳正君) この中南米諸国、三十三か国から成る国際場裏の一大勢力でありまして、その多くの国が我が国と基本的価値を共有する重要なパートナーであります。そして、中南米は、脱炭素化のための重要な鉱物資源や食料資源、これを豊富に有し、我が国ひいては国際社会の経済安全保障の観点からも重要性が増してきております。

我が国としては、こうした中南米各国や地域全体との重層的な関係強化を重視しながら、互恵的な貿易投資に加えて、中南米地域が抱える脆弱性等の課題克服、それから格差是正のための取組等に引き続き協力をしていきたいと考えております。

さらに、御案内のように、日本と中南米とのきずなとなっている世界最大の約二百三十万人の日系社会が存在しており、今後とも大事にしてまいりたいと思っております。

こうした観点を踏まえて、積極的に対中南米外交推進してまいりたいと考えております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

最後に、林外務大臣、アフリカにも行かれましたが、今回ドイツにも先週末行かれましたけれども、ブラジルでも新しい大統領が選出されましたし、よかったです是非中南米に外訪していただいて人間関係をつくって、また、先ほどありました日系社会とのつながりに関しても是非外務大臣御自身がつくっていただくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○榛葉賀津也君 国民民主党の榛葉賀津也でございます。

COP27がいよいよエジプトのシャルム・エル・シェイクで始まりました。今回のCOPの注目の一つ、私、個人的かもしれませんが、ウクライナ戦争を抱えるロシアや台湾問題で米国を始めとする西側諸国と緊張関係にある中国が、こういった地政学的な緊張を維持したまま、この世界の大きなテーマである気候変動対策についてしっかりと世界各国とコンセンサスづくりに前向きな姿勢が取れるかどうか。

このロシア、中国の姿勢というのはとても大事だと思いますが、大臣、この点についていかがお考えでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この気候変動問題、これはもう人類の共通の危機でございます。中国やロシアも含めて国際社会全体が連携して取り組むべき重要な課題でございます。このCOP27においても、COP26を踏まえた気候変動対策の実施強化に向けた議論が実施される予定であります。

こうした中で、今委員がおっしゃったように、仮にも中国やロシアがこの地政学的情勢を背景に気候変動交渉の進展を妨げると、こういうことにならないように、我が国としても、COP27においてほかの参加国と連携してしっかり対応してまいらなければならないと思っております。そういった中で、このCOP26での成果を受けて、気候変動対策の実施強化、具体的に最新の科学的知見に基づいた一・五度目標に向けた緩和策の実施強化の実現、これに積極的に貢献していきたいと思っております。

また、この気候変動による影響への対応として、適応、損失及び損害への取組に関する議論、これも重要でございますので、今まで実施してきました取組の知見、経験、こういうものを共有しながら、しっかりと議論を主導していきたいと考えております。

○榛葉賀津也君 我が国からは西村環境大臣が御

出席されると聞いていますが、残念ながら岸田総理は不参加ということですが、外務省からは大臣含め政務三役は出席されるのでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) まだ出張が決まっているというところはございません。

○榛葉賀津也君 通告していなくて済みません。もう一つのテーマが、やはり先進国と途上国、新興国、こういった様々な利害関係が今回注目をされておりますけれども、後進国における若しくは途上国における大きな温暖化による被害、これが各国で注目されているわけでございますが、その最たる例が今パキスタンで起こっているわけでございます。

現在、パキスタンでは、パキスタンのシンド州中心に大変大規模な洪水による被害が発生をしております。モンスーンが始まった六月以降、長期間の雨が続きまして、インダス川流域を中心に過去最大規模の大洪水が広がっているとも言われていますが、この被害状況分かりますでしょうか。

○政府参考人(實生泰介君) お答えいたします。

パキスタン当局の発表によると、この被害状況が、死者数一千七百三十九人、負傷者数が一万二千八百六十七人、そして建物の全壊が約九十万棟、そして一部損壊が約百三十九万棟というようになってございます。

○榛葉賀津也君 報道によりますと、パキスタンの三分の一が水没されたと言われていまして、パキスタンの総人口が二億二千万人ですから、七人に一人が被災をしているという数字になります。

一部の科学者によりますと、この四月、五月の激しい熱波で、実は山間部の、山岳地帯の氷河が地球温暖化で解けて河川の水位が上がって、そこに大型モンスーン来て被害が大きくなったと言われている。

パキスタンの温室効果ガスは世界全体の一％以

下しか出ていませんので、本当にこうした途上国が被害に遭っているという現状を我々は見逃してはならないと思っておりますし、まさに被害者であると言っても過言ではないと思っております。

そして、問題は、雨がやんでも水が引かないんですね、これ。そして、そこに膨大な蚊が発生しましてマラリアが蔓延すると。今、三十万人以上がマラリアに感染したとも報道がありますし、それ以外にも呼吸器、皮膚病、目の感染症、デング熱、下痢が蔓延していると。

この洪水後の衛生環境が劣悪で大変な問題になっているというんですけれども、これ国際支援が急務だと思いますが、今、国際支援の状況、我が国の支援を含めてどうなっているでしょうか。

○政府参考人(實生泰介君) お答えいたします。

今般のパキスタンの洪水被害を受けた国連による呼びかけも踏まえ、多くの国々が支援を行っておりますけれども、主な実績としては、米国が九千六百五十万ドル、中国が一億六千万ドル、ドイツが六千五百万ドルの支援をそれぞれ発表しているところであります。

我が国からは、国際機関を通じて、食料、シエルト、非食料援助物資、保健、医療、そして水、衛生等の分野において七百万ドルの緊急無償資金供与を行っているほか、緊急援助物資としてテント及びプラスチックシートの供与を行ったところであります。

現在、総合経済対策に基づいて、現地の支援ニーズも踏まえ、保健、医療、水、衛生、食料、栄養等の分野において補正予算案に計上を行っております。国会の御承認が得られれば、これらの支援も速やかに実施してまいりたいと考えてございまして、今後も、パキスタンが洪水からの復興を果たし、更なる経済発展を実現するため、パキスタンの人々に寄り添った支援を実施していく考えでございます。

○榛葉賀津也君 今参考人がおっしゃったのは多分ブレッジした金額だと思っんですけれども、こ

の国際緊急アピールに、国連の緊急アピールに対して実際に拠出した割合というのはどれぐらいなんでしょうか。

○政府参考人(實生泰介君) 国連アピールに対する充足率ということであれば、二〇二三年五月までの要請額が八億一千六百万ドルなんですけど、この充足率が一九・七％、約一・六億ドルが拠出済みだということでございます。

○榛葉賀津也君 結局、数字は勇ましいんですけど、実際拠出されているのは二割ないということですよ。日本、真面目でして、約束した金額は必ず出すと。中国が一億六千万ドルに対して我々が七百万ドルですから、まあ規模は少し我々見劣りするかもしれないんですが、これ、大事なのは、日本はしっかりと約束した金額を払うということだと思うんです。

通告してないんですけど、中国、この一億六千万ドルのうち、これ借款はあるんでしょうか、それと、どれぐらい実際拠出されていますか。もし分かったらで結構です。

○政府参考人(實生泰介君) 申し訳ございません。ちよっと手元に関係のデータがございませんので、この場でちよっとお答えできる準備がございません。

○榛葉賀津也君 なぜこんなことを言うかという、私のスリランカの友達が、中国からお金借りたら、借款借りたらハンバンタ港を九十九年間取られてしまったと。借款のわななんという言葉使いたくないですけど、しっかりと我が国が誠意を持って対応していること、目に見える支援と、本当にかの国のことを思って日本はやっているんだということをしっかりとアピールしてほしいと思います。

加えて、パキスタンは農業国でございますから、仮に水が引いても、農地が使い物にならないという問題があります。

そして、もう一つの大きな問題は、日本がパキスタンに対して実は円借款できないということな

んです。パキスタンそのものの国力を上げていただいて、しっかりと借款の対象国として我々と関係を持てるようにすることも大事なんでしょうと思います。是非、日本の国際ＮＧＯ等を通じて何かほかにできることはないんでしょうか。

○政府参考人(原圭一君) お答え申し上げます。ただいま委員から御指摘いただきましたパキスタンの大規模な洪水被害に対する日本のＮＧＯを通じた支援ということでございますけれども、ジャパン・プラットフォームという官民の枠組みを通じて、日本の複数のＮＧＯが政府資金も活用して、既に現地において食料・生活物資配布、衛生支援等の活動を行っているところでございます。

言うまでもございませんけれども、ＮＧＯを通じた支援は、現地のニーズにきめ細かく対応することができると、日本の顔が見える支援という観点から大変重要であると考えてございます。政府としても、引き続きＮＧＯと緊密に連携してまいりたいと考えてございます。

○榛葉賀津也君 余り報道されていないんですけど、実は、林大臣は今年の八月にプノンペンで行われましたＡＳＥＡＮ地域フォーラムで、パキスタンのブット外相とバイの会談をされています。その中身はどんなだったんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この八月のＡＳＥＡＮ関連外相会議の際に、ブット・パキスタン外務大臣との間で、初めてでございますが外相会議を実施しました。

私から、外交関係樹立七十周年になります今年、経済関係の一層の深化、人的交流の活性化、二国間関係を更に強化するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて連携したいと述べまして、ブット外相との間でこの二国間関係の一層の発展に向けて協力するということで一致をしました。また、アフガニスタンやウクライナ、中国、北朝鮮を含む地域情勢についても意見交換を行っております。

パキスタンは、我が国と伝統的な友好関係を有する親日国でありまして、地域の平和と安定、さらには国際テロ対策においても大変重要な国であります。今お話のあった洪水被害支援について、人道的観点やパキスタンとの友好関係に鑑みて、両国関係における最優先の課題として引き続き取り組むつつ、私自身もブット外務大臣とも緊密に連携して、この両国間の関係、一層推進していきたいと考えております。

○榛葉賀津也君 外相会談の翌月に、今度は岸田総理もシャバーズ・シャリフ首相と初の首脳会談も実施をされていますが、その中身はどうだったんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この九月の国連総会の際に首脳会談を行われておりますが、岸田総理からは、この甚大な洪水被害について改めてお見舞いを述べまして、国際機関を通じて七百万ドル、先ほど参考人から答弁させていただいたとおりですが、緊急無償資金協力の実施等、我が国がこれまで行っている支援について説明をいたしまして、シャリフ首相から謝意の表明があったところであります。

両首脳の間でこの地域・国際情勢についても幅広く意見交換を行い、更にこの両国関係を一層強化していくということで一致をしたところでございます。

○榛葉賀津也君 クアッドの枠組みを言うまでもなく、やっぱりインドという国は大変我々にとって今後重要な国になってくるんですが、中国の一億六千万ドルという支援も恐らくインドを意識してのパキスタンへの支援だというふうに思いますが、だからこそ、我が国は、このパキスタンという国をしっかりと伴走していく、友好関係をしっかりとつくっていくという大変重要な意味があると思いますし、このシャリフ首相に私は期待しています。彼の首班指名、首相指名受諾演説でインドのモディ首相の名前を直接挙げて、是非インドとの改善関係に向けた意欲を表明している

んです。是非、今後もパキスタン関係しっかりと外務省に対応していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

米空軍は、今年八月十六日、ＣＶ２２オスプレイについて、安全上の事故が相次いでいるとして全機飛行停止といたしました。ハード・クラッチ・エンゲージメントと呼ばれる、プロペラとエンジンをつなぐクラッチの接合の不具合が起きたとされています。

特殊作戦軍広報官のヘイズ中佐は、軍事ニュース専門サイト、ブレイキング・ディフェンスで、この事象が起きたとき、もし乗員が機体をコントロールできなければ、コントロールを失い、制御不能の着陸とならねないと述べています。制御不能の着陸ですから、墜落の可能性もあるということです。

防衛省に伺います。制御不能の事態をもたらしたハード・クラッチ・エンゲージメントがなぜ起きるのか、米軍は説明していますか。

○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げます。

米軍が御指摘のような見解を示している旨の報道は承知しておりますが、防衛省として米軍からそのような説明を受けてはおりません。

いづれにいたしましても、米国防省は、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象につきまして、深刻なトラブルを起こすことなく安全に運用できる手順は既に確立されており、飛行を一律に見合わせるべき機体の安全性に係る技術的な存在、存在しないとの立場でございます。

○山添拓君 お答えになっていないんです。

ハード・クラッチ・エンゲージメントがなぜ起きるか、それについて米側がどのように説明しているかを伺っています。

○政府参考人(安藤敦史君) 本現象の根本的な原

因につきましては、米側において引き続き調査中と承知しているところでございます。 他方、繰り返しになりますが、深刻なトラブルを起こすことなく安全に運用できる手順は既に確立されておりまして、飛行を一律に見合わせるべき機体の安全性に係る技術的な課題は存在いたしません。この点については、専門家同士の意見交換等を通じ、防衛省としても米国防省に改めて確認しております。	○山添拓君 米軍は当初、原因を特定するまで飛行再開はしないとしていましたが、九月三日、原因不明のまま飛行を再開しました。 その再開に当たって、先ほどの広報官ヘイズ氏は、特殊作戦軍はオスプレイのクラッチがなぜ滑っているのかまだ分かっていないが司令部は措置を講じたと述べています。しかし、その措置とは、離陸時に二秒間ホバリングをするとか、ハード・クラッチ・エンゲージメントを想定した訓練を行うというもので、そうした事態になったときに制御できるかどうかは乗員次第ということだと思います。 大臣に伺います。 クラッチの不具合がいつ起きるのか、なぜ起きるのか分からない、対応は乗員次第、こういう不具合のことを構造的な欠陥というんじゃないですか。	防衛省に確認までに伺いますが、このハード・クラッチ・エンゲージメントというのはオスプレイ特有の現象なんですね。 ○政府参考人(安藤敦史君) ハード・クラッチ・エンゲージメントがオスプレイにおいて発生するということは承知しておりますが、その他の機種においてどうかということについては承知しておりません。 ○山添拓君 よく分かってないということが今の御答弁だと思えます。 米軍の準機関紙と言われる星条旗新聞は、地上待機の解除について解決策を特定することなく措置を解除したと報じています。ヘイズ中佐の根本原因を依然として調査中というコメントも掲載されています。 米軍自身がこう述べているのに、なぜ防衛省が構造的な欠陥である可能性すら認めようとされないのですか。 ○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げます。	米軍から二〇一〇年以降クラッチを原因とする特有の現象がまれに発生することを把握しているとして説明しています。 防衛省に伺います。 米軍から、このクラッチの不具合について知らされたのはいつですか。 ○政府参考人(町田一仁君) お答えいたします。 ただいま委員御指摘のとおり、防衛省におきましては、米国防省から、オスプレイにおいてクラッチを原因とする特有の現象がまれに発生することを二〇一〇年の段階で把握し、この現象による深刻なトラブルを起こすことなく運用できる手順を確立し、教育訓練に通じて安全に運用できる体制を整えております。 防衛省・自衛隊においては、二〇一六年の米国における操縦士の教育プログラムにおいて、この当該現象を踏まえた教育を受けております。操縦士においてオスプレイを安全に運用するための手順を含めた教育訓練を積み重ねてきているところでございます。
二〇一七年以降、四件の安全上の事象、うち二件が六週間以内に発生していると、今年の八月、説明をしていました。どこで発生したどんな事象がこの四件なのか、防衛省、説明できますか。 ○政府参考人(安藤敦史君) お尋ねの詳細については、ちょっとお答えすることは難しゅうござい	○山添拓君 これは八月から何っているんですが、いつまでたってもその四件が何なのかということすら確認されていないんですね。 資料をお配りしておりますが、八月十二日、ノルウエーで飛行中のＣＶ22にクラッチの不具合が発生し、北部セニヤ島の自然保護地に緊急着陸し、飛行不能に陥った、琉球新報九月三十日付けの記事を紹介しています。米空軍は、しんぶん赤旗の取材に対しては、この事故が地上待機命令の直接の理由だと明らかにしています。 防衛省に伺いますが、このノルウエーの事故以外の三件の中には日本で発生したものも含まれている、そういう可能性がありますか。 ○政府参考人(安藤敦史君) 日本国内においては発生していないと承知しております。 ○山添拓君 日本で発生していないんだったら、どこで発生したのか把握されているんですね。 ○政府参考人(安藤敦史君) 日本国内においては発生していないということを確認しております。	その上で、米軍は、米空軍は、機体自体の安全性に問題がない中で、ＣＶ22に求められる運用の特性を考慮し、慎重の上にも慎重を期する観点から、独自の判断として地上待機措置をとっていたものであります。その後、運用の手順の確認、教育訓練内容の追加、機体点検などを断続的に行うことにより、ＣＶ22の飛行の安全を確保できることを確認したことから、地上待機措置を解除されております。 防衛省としては、こうした米空軍の判断に問題があるとは考えておらず、米軍に対しオスプレイの飛行停止を求めることは考えておりません。 ○山添拓君 いや、安全に問題があったからこうして緊急着陸、まあほとんど不時着のような感じですけどね、しているんですね。	○山添拓君 二〇一二年、沖縄にオスプレイを配備するに当たって、防衛省が二十一ページにわたるパンフレットを作成しましたが、その中にクラッチ問題は一言も書かれていないんですね。制御不能で墜落に至りかねない、そういう機体であることを隠して配備を強行したということなんですか。 ○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げます。 〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕 米軍は、二〇一〇年以降、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象について把握をいたしまして、既に安全に運用するための手順を確立してきております。 その上で、米海兵隊は、二〇一二年にＭＶ22オスプレイが普天間飛行場に配備される前に、既に安全に運用するための手順を確立し、全乗組員に対し適切な教育訓練を実施していたことを米側か

ら確認をしております。

○山添拓君 いや、しかし、その下で、自衛隊も含めてその対処方法を共有したのは二〇一六年だとおっしゃったじゃありませんか。二〇一四年に自衛隊のオスブレイ導入を決めるに当たってもそのような説明はなされてないですね。クラッチの不具合という特有の事象について説明しなかったのはなぜですか。

○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、米海兵隊は、MV22オスブレイが普天間飛行場に配備される前に、既に安全に運用するための手順を確立し、全乗組員に対し適切な教育訓練を実施していたことを米側から確認をしております。

また、本現象につきましては、飛行を一律に見合わせるべき機体の安全性に係る技術的課題はないことを米側との間で確認しているところでございます。

○山添拓君 いまだに原因が特定されていない深刻な問題を隠して、米軍の日本配備、さらには自衛隊への導入を強行したのは大問題です。

資料の二ページを御覧ください。

オスブレイの普天間配備から十年、国内に配備された機体だけでも、飛行中の事故やトラブルは毎年のように相次いでいます。重大事故とされるクラスAの事故もあります。ところが、これらの事故やトラブルの根本原因が何であるのか、またにも説明されたことはほとんどありません。

大臣に伺います。

例えば、この表にある緊急着陸や予防着陸の原因となった事象の一つ一つについて確認をされているでしょうか。クラッチの不具合が原因のものも含まれているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げます。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

平成二十四年にMV22オスブレイが普天間飛行

場に配備されて以降、日本国内で発生した米軍のオスブレイによる事故等の件数につきましては、不時着水が一件、落下物等が七件、緊急着陸が一件、予防着陸等が十九件の計二十八件と承知しております。

米側からの通報につきましては、平成九年三月の日米合同委員会で合意されました在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続に基づきまして、発生日時、発生場所、事象の概要などの情報に米側から日本側に通報されることとなっております。

なお、米軍オスブレイにつきましては、米側からクラッチを原因とする特有の現象は日本国内では発生していないことを確認しているところでございます。

○山添拓君 私が伺ったのは原因なんですよね。様々なトラブルについて、概要は伝えられますけれども、その原因についてはほとんど説明がされていない。一つ一つの事故やトラブルについて説明もせずに、根拠もなく安全だと言い張るのは、これは極めて無責任な態度です。

こうした下で、今度は海兵隊オスブレイの超低空飛行訓練まで認めました。最高高度を従来の約百五十メートルから九十メートルに引き下げることとを日米で合意しました。これまで、人口密集地以外の最高安全高度を百五十メートルとしている日本の航空法に準じてオスブレイも約百五十メートルとしてきましたが、それを投げ捨て、更に危険な低空飛行を可能にするものです。

大臣に伺います。

米軍には適用除外となっている日本の航空法はもちろん、日米合意にも反する超低空飛行を認めるように米側から求められた際、政府は、これは累次の合意に反していると、そういう主張はされتانですか。

○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げます。

我が国を取り巻く安全保障環境が格段と厳しさを増す中、日米同盟の抑止力、対処力を高めるた

めには、自衛隊及び在日米軍が各種の実践的な訓練の実施等を通じ、即応性を向上させる必要性が高まっているところでございます。その一環として、先般、日米間で合意したオスブレイの高度五百フィート未満での飛行訓練は、搜索救難活動や人員、物資の輸送などを効果的に実施するために必要不可欠なものでございます。

その上で、訓練の実施に当たりましては、安全に万全を尽くすことは言うまでもございません。このため、先般の合意におきましては、例えば住宅、学校、病院などの上空を避けることなど、十分な安全対策を取ることにしても合意しているところでございます。

引き続き、オスブレイの日本国内における飛行運用に際しては、最大限の安全対策を取るとともに、周辺住民への影響を最小限にとどめるよう米側に求めてまいります。

○山添拓君 これは何のためらいもなく認めていかれたかのような口ぶりだと私は伺いました。

大臣にこれは答えていただきたいんですが、米軍が運用上必要だと求めてくれば、今回限りではなく、今後もうこういう超低空飛行を認めていくつもりなんですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 米側からオスブレイの日本国内での運用に際して、二〇一二年の、あつ、九月の日米合同委員会合意を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨の説明を受けております。

その上で、米軍機の飛行訓練は在日米軍が日米安全保障条約上の義務である我が国の防衛を全うする観点から重要なものでありますが、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動することが当然の前提であります。

防衛省としては、米側に對し、安全面に最大限配慮し、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう引き続き求めてまいります。

○山添拓君 国内法の適用もなく、合意には大穴

を空けてしまう、米軍の言うことには一言も抵抗せずに危険な訓練を受け入れる。これは、一体誰のための、何のための防衛省なのかと言わなければならぬと思います。

オスブレイの配備は撤回を求めて、質問を終わります。

○伊波洋一君 ハイサイ、沖縄の風の伊波洋一です。

現在、安保三文書の改定に関連して、政府・与党内で防衛力の五年以内の抜本的強化に向けた議論が行われています。ここで議論されているのは、日本にとつて総力戦を準備するような大軍拡です。国民生活を犠牲にし、莫大な予算を投じて、文字どおり国運を懸けた大軍拡を実施しても、抑止が破綻すれば、国土が戦場となり、国民の生命、財産が失われることとなります。国民の生命、財産を守ることは最優先の国益であり、政治の使命です。現在検討されている防衛政策の転換が本当に国益にかなうのかどうか立ち止まって考えるべきです。

現在の大きな論点は、防衛費の増額、継戦能力の向上、敵基地攻撃能力の保有です。

第一に、防衛費の増額です。

防衛費倍増の財源を国債に求めれば、将来世代へのツケ回しとなり、経済の潜在能力を低下させます。増税で賄うとすれば、消費税二％増税、法人税ならおよそ八％増の二十年前の水準まで増税することになります。今の日本の経済財政状況でこのような財源確保が現実的でないことは誰が見ても明らかです。

次に、継戦能力の向上です。

報道では、弾薬が二か月しかもたないとか精密誘導弾は数日分だとか、正確な情報がないまま、足りない足りないと言われています。

継戦能力の向上とはどういう意味ですか。そして、どの程度の期間継続して戦うことを想定しているのでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 一般に、継戦能力と

は、有事の際、組織的な戦いを継続できる能力を意味するものと考えております。安全保障環境が急速に厳しさを増す中、将来にわたり我が国を守り抜くため、自衛隊が十分な継戦能力を確保するということが極めて重要であります。このため、十分な数量の弾薬の確保や、計画整備等以外の装備品が全て稼働する体制の確立、地下化、構造強化等の自衛隊施設の抗堪性の向上などの持続性、強靱性強化の取組が重要だと考えております。

防衛省では、特定の期間を戦い続ける能力を見定めるというやり方は取っておらず、様々な事態において自衛隊が我が国防衛において求められる役割を十分果たし得るか検証することを通じて、十分な装備品の弾薬、誘導弾等の所要量を見定めております。

いずれにせよ、現在の自衛隊の継戦能力は平成三十年以前の安全保障環境を前提として策定された防衛力整備計画により構築してきているものであり、安全保障環境が急速に厳しさを増す中、必ずしも十分ではないと考えております。年末の新たな国家安全保障戦略等の策定に向けて、この点についてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○伊波洋一君 いずれにせよ、一定期間の戦争継続が想定されているならば、その期間にどのような影響を生じるか検討すべきです。具体的には、戦争が一定期間継続した場合の自衛隊の隊員と駐屯地の被害、在日米軍と基地の被害、これらの施設周辺住民の被害などは想定していますか。

○国務大臣(浜田靖一君) 戦争が一定期間継続した場合といった仮定かつ抽象的な質問へのお答えは困難であります。

その上で、一般論として申し上げれば、国民の命と平和な暮らしを守るためには、あらゆる事態に万全の備えを整備していくことが必要であります。こうしたことから、防衛省として平素から様々な事態への対応について不断の検討を行っております。

一方、その詳細については、我が方の手のうちを明らかにするおそれがあることから、お答えできないことを御理解いただければと思います。

○伊波洋一君 特に、抑止が破れたときの住民被害について想定はありますか。ないとしたら、なぜないのでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 武力攻撃事態に際しては、住民の皆様の安全を確保するため、国、地方公共団体が一体となって国民保護措置に取り組むことが重要であります。

防衛省・自衛隊としては、国民保護が必要になる状況を含め、あらゆる事態を想定の上、各種訓練等を行うとともに、関係省庁や地方自治体との連携を強化し、国民の生命と財産を守るため、万全を期してまいりたいと考えます。

○伊波洋一君 最近、自衛隊制服幹部OBや与党政治家の皆さんが、台湾有事は日本有事だ、台湾有事では南西諸島が戦域になると危機感をあおっていますが、戦争になれば南西諸島に戦域が限られることはありません。ハイブリッド戦争、体系破壊戦争など、最新の軍事戦略は作戦体系を構成する指揮命令系統などのいわゆるCISRと言われる統合的な情報システムが同時に狙われます。そうならば、在沖米軍基地や九州、西日本の前方展開基地だけでなく、全国の自衛隊駐屯地、米軍基地、防衛省や在日米軍司令部、横田、厚木、横須賀や岩国、佐世保なども攻撃されることになりそうです。

台湾有事に備える軍拡は南西諸島の問題という、本土の沖縄に関する無関心はもはや通用しません。東京など本土の大都市が攻撃を受けるような重い覚悟で今の防衛論議が進んでいるのか、甚だ疑問です。

現在の論議は、トータルなコストベネフィットを考慮して大軍拡を検討しているようには思えません。特に、抑止が破れた場合は、軍事的な被害だけでなく、日本経済や国民生活への被害も想定しなければなりません。

現在、輸出と輸入を合計した対中貿易は、我が国全貿易量の二六・五％で第一位、第二位の米国は一四・七％です。また、日本から中国への進出企業も三万一千社であり、中国在留日本人は十七万七千七百人に上ります。これら在外邦人の保護とともに、日中の直接的な経済関係やシーレーンが機能不全に陥ることで食料の輸入も困難になる事態も想定されます。また、日本が中国と戦争状態になれば、当然日本の国債、日本株、円も売り浴びせられ、トリプル安となって日本経済は壊滅的な打撃を被るでしょう。

現在の大軍拡の前提として、台湾有事の際の日本経済の影響は議論されていますか。

○政府参考人(室田幸靖君) お答えを申し上げます。

特定の地域における特定の事態について、政府としてどのような具体的想定あるいは準備を行っているかにつきまして対外的に明らかにすることは、もとより差し控えるべきものであると考えております。また、特定の事態における経済コミュニケーションにつきましては、事態の生起する地域、事態の烈度、事態の継続期間等をいかに設定するかによつて結果も変わってくるものと考えております。

他方で、我が国から遠く離れたウクライナにおける武力紛争が我が国に及ぼしている経済的影響に鑑みれば、仮に、仮にの話でございますが、我が国の近傍におきまして何らかの大規模な武力紛争が生ずるというようなことがありますれば、我が国経済に大きな影響が及ぶということは明らかにございます。この点については、シミュレーション等の結果をまづことなく申し上げられることと考えております。

我が国を取り巻く安全保障環境は一段と厳しさを増しており、今後、国民の生命と暮らしを守るために、東アジアにおける平和と安定を確保していくということが我が国の安全保障戦略上、重要な課題の一つと考えております。

そのためには、まず、外交努力を継続し、関係国との対話、意思疎通を粘り強く行っていくことが重要でございます。他方、それと並行いたしまして、抑止力、まさに先生おっしゃったように、抑止が破れないようにするために抑止力を強化していくことも非常に重要であると考えております。我が国の防衛力抜本的強化についての検討は、そういった面も含めて検討をされているということでございます。

○伊波洋一君 三番目に、敵基地攻撃能力の保有です。

日米安保条約では、日本が武力攻撃された場合、米国が日本を守る義務を負っていると説明されてきました。米国は日本を防衛する義務を負い、日本はそのために米国に施設・区域を提供する義務を負うというのが日米安保体制の基本だったはずですが。

なぜ日本が敵基地攻撃能力を持たなければならないのか。日本が盾、米軍が矛という従来の日米安保体制の基本的な役割分担を大きく変更するものではないですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 我が国周辺においては相当数の弾道ミサイルが開発、配備されており、それらを一たび発射されれば、極めて短時間で我が国に到達し、国民の生命、財産に甚大な被害を与えるおそれがあります。また、最近では、極超音速滑空兵器や変則軌道で飛翔するミサイルなど、ミサイルに関する技術は急速なスピードで変化しております。

こうした状況を踏まえ、国民の命や暮らしを守るために十分な備えができていのかどうかという問題意識の下、ミサイル迎撃能力の向上だけではなく、いわゆる反撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討しているところであります。

また、この検討は、憲法及び国際法の範囲内で日米の基本的役割分担を維持しつつ進めております。政府のいわゆる敵基地攻撃については、日米

の役割分担の中で米国の打撃力に依存しているとの説明をしてきております。御指摘のいわゆる盾と矛の役割について、政府として確立した定義があるわけはありませんけれども、一般的にはこうした趣旨で用いられていると考えております。政府としては、今般の検討の結果を予断することはいたしません、日米の基本的な役割分担を維持するとの前提の下、いわゆる反撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討してまいりたいと考えております。

○伊波洋一君 仮に日本独自の敵基地攻撃能力が、使用を前提とするのではなく純粹に拒否的抑止力として装備されるのであれば、一体どれほどの質、量を備えた敵基地攻撃能力であれば、相手国が、受容できないほどの損害を被るから日本を攻撃するのをやめよう、と考えるようになるのでしょうか。必要な質、量の想定なく敵基地攻撃能力を保有しても、無限に軍拡していくしかないではありませんか。

そうした検討はされてるんですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 政府としては、国民の命や暮らしを守るために十分な備えができていくかとの問題意識の下、ミサイル迎撃能力の向上だけでなく、いわゆる反撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討しているところでありますが、現在検討中の事柄であるためお答えできる段階にはございません。

○伊波洋一君 米軍では、二〇一五年にエアシーバトルコンセプトが、グローバルコンセンズにおけるアクセスと機動のための統合コンセプト、JAM—GCCに変更されました。台湾有事において、海兵隊のEABO、空軍のACEなど僅かな戦力が日本列島など第一列島線に残留し、中国人民解放軍を攻撃したとしても、在日米軍など前方展開する主要な戦力は、大きく第二列島線より、グアムより東の地域に戦略的撤退を行うことが想定されています。すなわち、台湾有事では、米軍はもはや日本におらず、自衛隊しかないんですね。

JAM—GCCはこうした戦略ではありませんか。日本政府としてこうした戦略を容認しているのですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 米国は、接近阻止・領域拒否能力を有する敵対者の打破を念頭に、空軍と海軍の能力統合の課題への取組としてエアシーバトル構想を打ち出し、当該構想は二〇一六年に公共財へのアクセス、機動のための統合構想として正式に承認されたと承知しております。

その上で、お尋ねは台湾有事という仮定の質問であり、かつ他国の行動に関する事柄であるため、我が国政府として予断を持つてお答えすることは困難であることを御理解いただきたいと考えます。

いずれにせよ、米国は、先般公表された国家安全保障戦略にも明記されているように、累次の機会を捉えて日本防衛に対する揺るぎないコミットメントを示してきています。

日本政府としては、自らの防衛力を抜本的に強化しつつ、幅広い日米間の安保・防衛協力を着実に進め、日米同盟の抑止力、対処力を強化してまいります。

○伊波洋一君 これらの戦略を解説した米国の研究所の報告書では、台湾有事になっても、米軍は核保有国である中国との核戦争へのエスカレーションを考慮して、中国本土の策源地に打撃力を行使しないことを匂わせています。

小野寺元防衛大臣は二〇一七年一月二十六日の衆議院予算委員会で、米国が日本を守らないことを前提に敵基地攻撃能力の必要性を主張しています。また、資料②のように、この間の台湾有事を想定した民間シミュレーションでも、米国は中国本土のミサイル基地、航空基地を攻撃しないことが前提となっており、米国に日本政府から中国本土への打撃を要請するかどうかを議論する場面があります。

米軍が策源地に打撃力を行使すると考えているのですか。しないと考えているからこそ、日本が

敵基地攻撃能力を備えようとしているのではありませんか。

○国務大臣(浜田靖一君) 台湾有事という仮定の質問であり、かつ御質問は他国の行動に関する事柄であるため、我が国政府として予断を持つてお答えすることはできないことを御理解いただきたいと思います。

その上で、政府としては、ミサイルに関する技術が急速なスピードで変化、進化している状況を踏まえ、国民の命や暮らしを守るために十分な備えができていくかとの問題意識の下、ミサイル迎撃能力の向上だけではなく、いわゆる反撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討しているところであります。

○伊波洋一君 日米ガイドラインにはそのような記述があります。

資料④の一九九七年九月二十三日の日米ガイドラインでは、「日本に対する武力攻撃がなされた場合」の作戦構想として、「米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。」とされていきました。しかし、資料③の二〇一五年四月二十七日のガイドラインの作戦構想では、領域横断的な作戦の一方所で米軍は打撃力の使用を伴う作戦を実施することができると述べるのみで、その他の作戦は、「米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。」としています。

ガイドラインにこのような記述があるのは事実ですか。二〇一五年のガイドラインで大きく日米の基本的役割分担が変更されたわけではありませんか。

○国務大臣(浜田靖一君) 一九九七年及び二〇一五年に策定した日米ガイドラインにおいては、御指摘のような記述が存在をいたします。

米軍が打撃力を使用する作戦を実施する場合、様々な領域において様々な様相を取ることがあります。そのため、二〇一五年のガイドラインに

おいては、米軍による打撃力の使用について、個別の作戦様相の一つ一つにおいて記述するのではなく、領域横断的な作戦の項にまとめて記述することとしたものであります。

いずれにいたしましても、二〇一五年のガイドラインにおいては、一九九七年のガイドラインと同様に、我が国に対する武力攻撃には我が国が主体的に対応し、米国がこれを支援するという基本的な考え方を維持しております。

○伊波洋一君 領域横断的な作戦とは、陸海空、宇宙、サイバーといった全ての領域、ドメインで戦争が行われるハイエンドな全面戦争です。こうした全面戦争になれば、初めて米軍は打撃力使用ができるとガイドラインが変更されています。すなわち、普通の戦争では中国と戦わない、実際日本での戦争で戦わない、そういうことが今の米軍の役割なんですか。

これにより日米の基本的な役割分担が変更されたわけではありませんか、いま一度問います。

○国務大臣(浜田靖一君) 今お答えしたとおりでありまして、我々とすれば、またこれにガイドライン等々のいろいろな考え方、そしてまたその対応の仕方というのは、我々とすれば変わらないということでもあります。

○伊波洋一君 実際に米軍が日本を防衛する場合、前提として、日米安保条約五条に沿って、自国の憲法上の規定及び手続に従って対処する、とされています。そして、米合衆国憲法は、開戦決定権は連邦議会にあると定めています。

現在の米国民は台湾有事に関してどのような考えを持っているかを示す調査結果があります。資料⑤です。

七月下旬から八月の初めに実施されたシカゴ外交問題評議会による世論調査によれば、中国が台湾に侵攻した場合、七六％が外交的な関与や経済制裁にとどまるべきだと考え、六五％が追加支援として台湾への武器を提供することを支持しており、六二％が中国による台湾封鎖を阻止するため

に米海軍艦隊を派遣するべきだと考えています。台湾防衛のために米軍が派遣することを支持したのは四〇％にとどまり、派兵反対が五五％に上ります。つまり、ウクライナの支援同様に、米国民も米国の台湾有事への軍事介入には強い抵抗を持っていることが分かります。

日本政府は、台湾有事に際して米軍が軍事介入すると考えていますか。

○**国務大臣(浜田靖一君)** 台湾有事という仮定の質問であり、かつ御質問は他国の行動に関する事柄であるため、我が国政府として予断を持つてお答えすることはできないことを御理解いただければと思います。

○**伊波洋一君** トランプ政権で国防次官補代理として米国家防衛戦略をまとめたエルブリッジ・コルビー氏は、八月に来日して、台湾有事に備えて日本は防衛費を三倍に引き上げよと訴えました。コルビー氏の目的は、中国の覇権を阻止して米国の西太平洋地域での覇権を維持することであり、そのために同盟国である日本を動員しようとするものです。

二〇二一年六月七日に沖縄タイムスに掲載された、「沖縄からフィリピンにかけた第一列島線内に、中国の攻撃に耐えうる戦力展開が必要だ。」「地上配備型ミサイルが必要だ。中国が標的にしなければならぬ対象が増え、抑止になる。」と、自衛隊にミサイルを配備させて中国の攻撃を分散させることが目的であるかのように語っていることから、彼の本音はあくまで米国の覇権維持なのです。

岸田政権は、国民の生命、財産を守るという日本の国益を忘れ、ひたすら米国の国益に仕えることで、基地周辺住民など沖縄を始めとする日本国民の生命、財産を犠牲にするという道に進んでいるように思えてなりません。米国に付き従っている日本国民の安全が保障されるというマインドコントロールから目覚める必要があります。

日本と中国の間には、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力による威嚇に訴えないことを

確認した一九七八年の日中平和友好条約を含む四つの基本文書があります。これらを活用し、中国に対する外交的働きかけを強め、東アジアの緊張緩和に努めるべきです。対中外交には多くのハードルが予想されますけれども、今の大軍拡路線は日本を戦場にする道であり、それだけは絶対に避けなければなりません。

二〇一八年の日中平和友好条約四十周年では、日中関係の正常軌道への回復の取組が実を結び、二〇一八年十月二十五日から二十七日の安倍総理の訪中で、当時の李克強國務院総理及び習近平國家主席との日中首脳会談が実現し、三十二項目の合意を取りまとめる成果がありました。資料に配付してあります。

二〇一八年安倍訪中の際の三十二項目の成果を着実に実施していくことが重要なのではないかと考えますが、外務大臣、いかがですか。

○**国務大臣(林芳正君)** 日中間におきましては、一九七二年の日中共同声明や日中平和友好条約を含む四つの基本文書の上に、御指摘の安倍総理の訪中を含め、様々な共通認識が積み重ねられてきております。

日中間には現在も引き続き様々な可能性とともに数多くの課題や懸案がありますが、このようなこれまでの積み重ねも踏まえつつ、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力する建設的かつ安定的な日中関係、これを日中双方の努力で構築していきます。首脳レベルのみならず、各分野各層で重層的なやり取りを行っていくことが重要だと考えております。

○**伊波洋一君** 台湾有事を起こさないためには、日中平和友好条約を再確認するためにも、日中首脳会談の早期実施が必要であると考えます。

日本政府には、外交努力を最優先に、東アジアの平和と安定をつくり出すことが求められています。今日の資料のページ目にあります今の日本の状況は、まさに戦争をする態勢をどんどんつくり出そうとしている状況です。二〇二二年はその

最高の頂に達しています。そこを止めなきゃなりません。

是非、外務大臣には、日本政府としてやはり中国との外交を再開させる、首脳会談をさせる、していくという方向を取り組むことを求めて、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○**委員長(阿達雅志君)** 本日の調査はこの程度にとどめます。

外務大臣及び政府参考人は御退席いただいて結構でございます。

○**委員長(阿達雅志君)** 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。浜田防衛大臣。

○**国務大臣(浜田靖一君)** ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、本年度の官民較差に基づく改定を実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、人事院勧告の趣旨を踏まえて、自衛隊教官、自衛官等の初任給及び若年層の俸給月額等について引き上げることとしております。

第二に、人事院勧告の趣旨を踏まえ、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等に係る期末手当について引き上げることとしております。

なお、自衛官及び事務官等の勤勉手当の支給割合の引上げにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概要でございます。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○**委員長(阿達雅志君)** 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器禁止条約の署名・批准に関する請願
(第二十九号)

第二十九号 令和四年十月二十六日受理

核兵器禁止条約の署名・批准に関する請願

請願者 長野県伊那市 酒井美代子 外六

十四名

紹介議員 井上 哲士君

今世界では、核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へと進もうという声が広がっている。多くの国々が被爆者の声に耳を傾け、核兵器による安全ではなく核兵器のない世界による安全を選択し、核兵器禁止条約を支持し参加しつつある。唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器廃絶の先頭に立たなければならぬ。国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は七割近くあり、日本政府が被爆者と国民の声に誠実に応えることを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、日本政府は核兵器禁止条約の署名・批准を行うこと。

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正
 する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条

 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十四万二千百円」を「十四万六千円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万七千円」を「十二万二百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万三千七百円」を「十万六千九百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級		級
	職 号	1 俸 給 月 額	2 俸 給 月 額
	1	207,400 円	332,200 円
	2	208,100	334,400
	3	210,700	336,500
	4	212,400	338,500
	5	214,200	340,600
	6	215,800	342,400
	7	217,500	344,200
	8	219,100	345,800
	9	220,900	347,500
	10	222,800	349,600
	11	224,700	351,700
	12	226,600	353,800
	13	228,100	355,900
	14	230,100	357,900
	15	232,100	359,900
	16	234,100	361,900
	17	236,900	363,500
	18	238,600	365,400
	19	241,300	367,200
	20	244,000	369,200
	21	246,600	370,800
	22	249,400	372,700
	23	252,000	374,500
	24	254,700	376,400
	25	257,000	377,700
	26	259,400	379,500
	27	261,900	381,300
	28	264,100	383,200
	29	266,600	385,000
	30	268,900	386,900
	31	271,100	388,800
	32	273,200	390,800
	33	276,300	392,500
	34	277,500	394,200
	35	279,600	395,800
	36	281,500	397,600
	37	283,800	398,800
	38	285,500	400,300
	39	287,400	401,700
	40	289,200	403,100
	41	290,600	404,800
	42	292,700	406,200
	43	294,700	407,500
	44	296,900	409,000
	45	298,900	410,600
	46	301,300	411,900
	47	303,500	413,400
	48	306,100	415,000

別表第二 自衛官俸給表 (第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

職員の 区分	階級	号	俸給月額	陸海空		陸海空		補 給 月 額	1 等 空	陸海空	佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	
				將 將 空	將 將 空	將 將 空	1 1 空																		
1	1	706,000	706,000	513,400	462,500	450,200	396,200	347,100	322,500	284,900	259,400	251,600	243,100	236,900	236,800	228,100	206,300	191,900	191,800	184,300					
2	2	761,000	761,000	516,600	465,500	453,200	398,900	349,500	324,400	286,800	261,400	252,600	245,300	238,100	239,000	230,300	209,300	193,800	193,700	185,500					
3	3	818,000	818,000	519,800	468,500	454,200	401,600	351,900	326,300	288,700	263,400	253,600	247,500	241,300	241,200	232,500	212,300	195,700	195,600	186,700					
4	4	895,000	895,000	523,000	471,500	456,200	404,300	354,300	328,200	290,600	265,400	254,600	249,700	243,500	243,400	234,700	215,300	197,600	197,500	187,900					
5	5	965,000	965,000	526,300	474,600	458,000	406,900	356,700	329,900	292,300	267,500	255,400	251,700	245,500	245,400	236,700	218,100	199,400	199,300	189,100					
6	6	1,035,000	1,035,000	529,500	477,600	460,000	409,600	359,400	332,300	293,400	269,500	257,400	253,700	247,500	247,400	238,900	220,500	201,100	200,200	190,300					
7	7	1,107,000	1,107,000	532,700	480,600	462,000	412,300	362,000	334,700	295,300	271,500	257,400	255,700	249,500	249,400	241,100	223,000	202,800	201,700	191,500					
8	8	1,175,000	1,175,000	535,900	483,600	464,000	415,000	364,400	337,100	296,800	273,500	258,400	257,700	251,500	251,400	243,300	225,500	204,500	202,000	192,700					
9	9	539,200	539,200	486,500	466,000	417,600	367,100	338,600	328,300	298,300	275,600	259,400	259,400	253,300	253,200	245,300	227,800	206,000	202,700	193,900					
10	10	541,700	541,700	488,300	467,900	420,300	369,800	341,100	329,600	299,600	277,500	261,400	261,400	255,300	255,200	247,300	229,900	208,300	203,700	195,100					
11	11	544,200	544,200	489,100	469,800	423,000	372,500	343,600	331,000	301,000	279,400	263,400	263,400	257,300	257,200	249,300	232,000	210,600	204,700	196,300					
12	12	546,700	546,700	494,900	471,700	425,700	375,200	346,100	334,200	302,400	281,300	265,400	265,400	259,300	259,200	251,300	234,100	212,900	205,700	197,500					
13	13	549,100	549,100	497,500	473,500	428,400	377,600	348,600	335,900	303,600	283,100	267,400	267,200	261,000	260,900	253,100	236,300	215,100	206,700	198,600					
14	14	550,600	550,600	500,100	475,500	430,700	380,100	350,900	338,200	306,000	284,500	269,200	269,000	262,900	262,800	255,100	238,200	217,400	207,600	199,700					
15	15	552,100	552,100	502,700	477,500	433,000	382,600	353,200	340,500	307,700	285,900	271,100	271,000	264,900	264,800	257,100	240,200	219,700	208,500	201,700					
16	16	553,600	553,600	505,300	479,500	435,300	385,200	355,500	343,700	307,700	287,300	273,000	273,000	266,900	266,800	259,100	242,200	222,000	209,400	201,700					
17	17	555,200	555,200	507,900	481,300	437,500	387,500	357,300	345,600	308,700	288,700	274,700	274,600	268,400	268,300	260,800	243,800	224,100	210,300	202,700					
18	18	556,700	556,700	510,500	483,200	439,500	389,900	359,600	347,900	311,000	290,100	276,200	276,000	269,800	269,700	262,600	245,700	226,100	211,000	202,700					
19	19	558,200	558,200	513,100	485,100	441,500	392,300	361,900	349,200	313,000	291,500	277,700	277,400	271,200	271,100	264,600	247,600	228,100	212,000	203,700					
20	20	559,700	559,700	515,700	487,000	443,500	394,700	364,000	351,500	315,200	292,900	279,200	278,800	272,600	272,500	266,600	249,500	230,100	210,300	202,700					
21	21	561,200	561,200	518,200	488,900	445,500	396,900	366,100	353,600	313,500	294,200	280,600	280,000	273,800	273,700	268,100	251,400	231,900	210,300	202,700					
22	22	562,800	562,800	520,100	490,500	447,300	399,300	368,500	356,000	315,200	295,300	281,800	281,300	275,100	275,000	269,500	253,300	233,600	210,300	202,700					
23	23	564,400	564,400	522,000	492,100	449,100	401,700	370,900	358,400	316,900	296,500	283,100	282,600	276,400	276,300	270,900	255,200	235,400	210,300	202,700					
24	24	566,000	566,000	523,900	493,700	450,900	404,100	373,300	360,800	318,500	297,700	284,400	283,900	277,700	277,600	272,300	257,100	237,200	210,300	202,700					
25	25	567,500	567,500	525,600	495,100	452,700	406,200	375,600	363,100	320,200	298,800	285,500	285,100	278,900	278,800	273,600	259,000	238,500	210,300	202,700					
26	26	569,000	569,000	526,800	496,500	454,500	408,400	377,900	365,400	322,200	299,900	286,700	286,300	280,100	280,000	274,900	260,700	240,300	210,300	202,700					
27	27	570,500	570,500	528,000	497,900	456,300	410,600	380,200	367,700	324,200	301,000	287,800	287,400	281,200	281,100	276,200	262,500	242,100	210,300	202,700					
28	28	572,000	572,000	529,200	499,300	458,100	412,800	382,500	369,900	326,200	302,100	288,900	288,500	282,300	282,200	277,500	264,300	243,900	210,300	202,700					
29	29	573,500	573,500	530,200	500,600	459,800	414,900	384,500	371,200	328,200	303,300	289,700	289,200	283,100	283,000	278,800	265,600	245,500	210,300	202,700					
30	30	574,900	574,900	531,300	501,400	461,100	417,000	386,700	373,500	330,000	304,600	290,700	290,300	284,200	284,100	279,900	267,000	246,600	210,300	202,700					
31	31	576,300	576,300	532,400	502,200	462,400	419,200	388,900	375,800	331,800	305,900	291,700	291,400	285,300	285,200	280,900	268,400	247,700	210,300	202,700					
32	32	577,700	577,700	533,500	503,000	463,700	421,400	391,200	378,100	333,700	307,200	292,700	292,500	286,400	286,300	282,000	269,800	248,800	210,300	202,700					
33	33	578,900	578,900	534,500	503,800	464,900	423,300	393,300	380,400	335,400	308,400	293,600	293,500	287,400	287,300	283,800	271,000	249,700	210,300	202,700					
34	34	580,300	580,300	535,500	504,600	466,200	425,500	395,400	382,700	337,400	310,000	294,600	294,600	288,500	288,400	284,900	272,200	250,700	210,300	202,700					
35	35	581,700	581,700	536,500	505,400	467,500	427,700	397,500	384,900	339,400	311,600	295,600	295,600	289,500	289,400	286,000	273,400	251,900	210,300	202,700					
36	36	583,100	583,100	537,500	506,200	468,800	429,900	399,600	387,200	341,400	313,200	296,600	296,600	290,500	290,400	287,000	274,600	253,100	210,300	202,700					
37	37	584,300	584,300	538,300	506,800	469,900	431,800	401,500	389,500	343,200	314,600	297,600	297,600	291,500	291,400	288,000	275,700	254,300	210,300	202,700					
38	38	585,500	585,500	539,200	507,600	470,700	433,800	403,500	391,700	345,000	316,000	298,600	298,600	292,500	292,400	289,000	276,800	255,500	210,300	202,700					
39	39	586,700	586,700	540,100	508,400	471,500	435,800	405,700	393,900	346,700	317,400	299,600	299,600	293,500	293,400	290,000	277,900	256,700	210,300	202,700					
40	40	587,900	587,900	541,000	509,200	472,300	437,800	407,900	396,100	348,000	318,200	300,000	300,000	294,500	294,400	291,000	279,000	257,900	210,300	202,700					

41	539,000	541,700	509,800	473,100	439,600	409,800	350,100	321,700	302,200	301,500	295,400	295,200	290,800	279,600
42	530,000	542,600	510,300	473,900	441,500	411,900	352,200	323,500	303,900	303,100	297,000	296,800	291,900	280,600
43	531,000	543,500	510,800	474,700	443,400	414,000	354,300	325,500	305,600	304,700	298,600	298,000	293,000	281,600
44	532,000	544,400	511,300	475,500	445,300	416,100	356,400	327,100	307,300	306,300	300,200	298,400	294,100	282,600
45	532,800	545,100	511,700	476,100	447,100	418,100	358,300	328,900	308,900	307,800	301,700	301,500	294,800	283,500
46			512,200	476,900	448,700	420,100	360,100	331,000	310,600	309,400	303,300	303,100	296,400	284,500
47			512,700	477,700	450,300	422,100	361,900	333,100	312,300	311,000	304,900	304,700	298,000	285,500
48			513,200	478,500	451,900	424,100	363,700	335,200	314,000	312,800	306,700	306,500	299,600	286,500
49			513,500	479,100	453,500	426,100	365,300	337,100	315,600	314,100	307,900	307,800	301,100	287,400
50			514,000	479,800	455,900	428,500	367,200	338,800	317,500	315,900	309,700	309,600	302,700	288,400
51			514,500	480,500	458,000	431,000	369,100	340,500	319,400	317,700	311,500	311,400	304,300	289,400
52			515,000	481,200	457,100	429,700	371,000	342,300	321,300	319,500	313,300	313,200	305,900	290,400
53			515,300	481,800	458,400	430,700	372,700	344,100	323,000	321,200	315,100	315,000	307,400	291,200
54			515,700	482,400	459,600	431,600	374,400	346,000	324,900	323,000	316,800	316,600	309,000	292,400
55			516,100	483,000	460,800	432,500	376,200	348,000	326,700	324,700	318,500	318,200	310,600	293,600
56			516,500	483,600	462,000	433,400	378,000	350,000	328,600	326,400	320,200	319,600	312,200	294,800
57		517,000		484,300	463,100	434,400	379,400	351,700	330,400	327,800	321,600	321,200	313,600	295,900
58				484,900	464,000	435,400	381,200	353,400	332,200	329,600	323,200	322,800	315,100	297,200
59				485,500	464,900	436,400	383,100	355,100	333,900	331,300	324,800	324,400	316,600	297,500
60				486,100	465,800	437,400	385,000	356,800	335,600	333,000	326,400	326,000	318,100	299,800
61				486,700	466,800	438,200	386,600	358,600	337,400	334,900	327,900	327,500	319,500	300,600
62				487,200	467,400	439,000	388,400	360,300	339,300	336,800	329,800	329,200	320,800	301,900
63				487,700	468,000	439,800	390,200	362,000	341,200	338,700	331,700	330,900	322,100	303,200
64				488,200	468,600	440,600	392,000	363,700	343,100	340,700	333,700	332,700	323,400	304,500
65				488,700	469,200	441,200	393,500	365,100	345,000	342,200	335,200	334,300	324,700	305,600
66				489,200	469,700	442,000	395,100	366,800	346,800	343,800	336,800	335,800	326,100	306,600
67				489,700	470,200	442,800	396,700	368,500	348,600	345,500	338,500	337,400	327,500	307,600
68				490,200	470,700	443,600	398,300	370,200	350,400	347,200	340,200	339,000	328,900	308,800
69				490,700	471,200	444,300	399,900	371,700	352,200	348,500	341,500	340,400	330,100	309,600
70				491,200	471,700	445,100	401,200	373,400	353,800	349,300	343,200	341,500	331,500	310,200
71				491,700	472,200	445,900	402,500	375,200	355,400	352,100	344,900	343,800	332,900	311,800
72				492,200	472,700	446,700	403,800	377,000	357,100	353,900	346,600	345,500	334,300	311,400
73	正廳以上の 議員			492,700	473,200	447,300	405,000	378,500	358,600	355,500	348,300	347,000	335,600	312,000
74				493,200	473,700	448,100	406,200	380,300	360,300	357,300	350,000	348,800	337,000	
75				493,700	474,200	448,900	407,400	382,100	362,000	359,100	351,700	350,600	338,400	
76				494,200	474,700	449,700	408,600	383,900	363,700	360,900	353,400	352,400	339,800	
77				494,700	475,200	450,300	409,600	385,700	365,300	362,600	355,200	354,000	341,200	
78				495,200	475,700	451,000	410,700	387,400	367,000	364,300	356,900	355,600	342,700	
79				495,700	476,200	451,700	411,800	389,100	368,700	366,000	358,600	357,200	344,200	
80				496,200	476,700	452,400	412,900	390,800	370,400	367,700	360,300	358,800	345,700	
81				496,500	477,200	453,000	413,900	392,300	372,100	369,300	361,800	360,500	347,000	
82					477,700	453,600	414,700	393,800	373,900	370,800	363,400	361,900	348,400	
83					478,200	454,200	415,500	395,300	375,700	372,300	365,000	363,800	349,800	
84					478,700	454,800	416,300	396,800	377,500	373,800	366,600	364,700	351,200	
85					479,200	455,300	416,900	398,400	379,100	375,200	368,000	366,200	352,500	
86					479,700	455,900	417,700	399,700	380,700	376,600	369,400	367,500	353,800	
87					480,200	456,500	418,500	401,000	382,300	378,000	370,800	368,800	355,100	
88					480,700	457,100	419,300	402,300	383,900	379,400	372,200	370,100	356,400	
89					481,200	457,500	420,000	403,400	385,300	380,800	373,600	371,400	357,600	
90					481,700	458,000	420,900	404,600	386,800	382,300	375,100	373,000	358,800	
91					482,200	458,500	421,800	405,800	388,300	383,800	376,600	374,600	360,000	
92					482,700	459,000	422,700	407,000	389,800	385,300	378,100	376,200	361,200	

93						483,200	459,500	423,400	408,200	391,400	386,800	379,500	377,600	362,300
94						483,700	460,000	424,200	409,100	392,900	388,500	381,100	379,100	363,500
95						484,200	460,500	410,000	410,000	394,400	390,200	382,700	380,600	364,700
96						484,700	461,000	425,800	410,900	395,900	391,900	384,300	382,100	365,900
97						485,200	461,500	426,400	411,800	397,300	393,400	386,000	383,600	367,100
98						485,700	462,000	427,100	412,700	398,700	394,700	387,300	384,800	368,100
99						486,200	462,500	427,800	413,600	400,100	396,000	388,600	386,000	369,100
100						486,700	463,000	428,500	414,500	401,500	397,300	389,900	387,200	370,100
101						487,000	463,500	429,200	415,300	402,700	398,500	391,000	388,200	370,900
102						487,500	464,000	429,900	416,100	403,700	399,500	392,100	389,000	371,800
103						488,000	464,500	430,600	416,900	404,700	400,500	393,200	389,800	372,700
104						488,500	465,000	431,300	417,700	405,700	401,500	394,300	390,600	373,600
105						488,800	465,500	432,100	418,500	406,500	402,400	395,100	391,300	374,500
106							466,000	432,700	419,400	407,500	403,500	396,100	392,100	375,400
107							466,500	433,300	420,300	408,500	404,600	397,100	392,900	376,300
108							467,000	433,900	421,200	409,500	405,700	398,100	393,700	377,200
109							467,300	434,500	421,900	410,400	406,600	399,200	394,500	377,900
110							467,800	435,100	422,700	411,300	407,500	400,000	395,300	378,700
111							468,300	435,700	423,500	412,200	408,400	400,800	396,100	379,500
112							468,800	436,300	424,300	413,100	409,300	401,600	396,900	380,300
113							469,100	436,800	424,900	414,000	410,300	402,500	397,700	381,200
114								437,400	425,600	414,900	411,300	403,300	398,500	
115								438,000	426,300	415,800	412,300	404,100	399,300	
116								438,600	427,000	416,700	413,300	404,900	400,100	
117								439,100	427,700	417,500	414,100	405,800	400,900	
118								439,700	428,400	418,300	415,000	406,600	401,700	
119								440,300	429,100	419,100	415,900	407,400	402,500	
120								440,900	429,800	419,900	416,800	408,200	403,300	
121								441,400	430,400	420,700	417,500	409,100	404,100	
122								442,000	431,100	421,500	418,300	409,900	404,900	
123								442,600	431,800	422,300	419,100	410,700	405,700	
124								443,200	432,500	423,100	419,900	411,500	406,500	
125								443,700	433,100	423,700	420,800	412,400	407,300	
126								444,300	433,800	424,400	421,600	413,200	408,200	
127								444,900	434,500	425,100	422,400	414,000	409,100	
128								445,500	435,200	425,800	423,200	414,800	410,000	
129								446,000	435,800	426,600	424,100	415,700	410,700	
130								436,500	427,400	427,400	424,900	416,500		
131								437,200	428,200	428,200	425,700	417,300		
132								437,900	429,000	429,000	426,500	418,100		
133								438,500	429,900	429,900	427,400	419,000		
134								439,200	430,700	430,700	428,200	419,800		
135								439,900	431,500	431,500	429,000	420,600		
136								440,600	432,300	432,300	429,800	421,400		
137								441,200	433,000	433,000	430,600	422,300		
138									433,900	433,900	431,400	423,100		
139									434,800	434,800	432,200	423,900		
140									435,700	435,700	433,000	424,700		
141										436,400	433,800	425,500		
142										437,200	434,600			
143										438,000	435,400			
144										438,800	436,200			

	145									439,500	437,000						
再任用職員		—	505,900	462,500	447,500	392,500	354,000	336,300	305,200	288,000	282,300	282,100	275,600	274,100	265,900	248,800	—
		—															—

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改める。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下この項及び次条において「法」という。）第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の法（次条において「新法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。